

○ 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）（第一条関係）	1
○ 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）（第二条関係）	55
○ 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）（抄）（第三条関係）	58
○ 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（抄）（第三条関係）	59
○ 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）（抄）（第三条関係）	60
○ 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄）（第三条関係）	61
○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（第三条関係）	62
○ 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）（抄）（第三条関係）	63
○ 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）（第三条関係）	64
○ 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（抄）（第三条関係）	65
○ 都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）（抄）（第四条関係）	66
○ 沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第一百五号）（抄）（第五条関係）	67
○ 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（抄）（第六条関係）	69
○ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）（抄）（第七条関係）	71

○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）（第八条関係）	72
○ 官公庁施設の建設等に関する法律第十二条第一項の規定によりその敷地及び構造に係る劣化の状況の点検を要する建築物を定める政令（平成十七年政令第二百九十三号）（抄）（第九条関係）	74
○ 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（抄）（附則第五条関係）	75

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一節～第三節の三（略）</p> <p>第三節の四 維持保全に関する準則の作成等を要する建築物（第十 三条の三）</p> <p>第三節の五 建築監視員（第十四条）</p> <p>第三節の六 勧告の対象となる建築物（第十四条の二）</p> <p>第四節・第五節（略）</p> <p>第二章 一般構造</p> <p>第一節～第二節の二（略）</p> <p>第二節の三 長屋又は共同住宅の界壁の遮音構造等（第二十二條の 三）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第三章～第五章の二（略）</p> <p>第五章の三 避難上の安全の検証（第二百二十九条―第二百二十九条の二 の二）</p> <p>（削除）</p> <p>第五章の四 建築設備等</p> <p>第一節 建築設備の構造強度（第二百二十九条の二の三）</p> <p>第一節の二 給水、排水その他の配管設備（第二百二十九条の二の四 ―第二百二十九条の二の六）</p> <p>第二節・第三節（略）</p> <p>第六章～第十章（略）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一節～第三節の三（略） （新設）</p> <p>第三節の四 建築監視員（第十四条）</p> <p>第三節の五 保安上危険な建築物等に対する措置（第十四条の二）</p> <p>第四節・第五節（略）</p> <p>第二章 一般構造</p> <p>第一節～第二節の二（略）</p> <p>第二節の三 長屋又は共同住宅の界壁の遮音構造（第二十二條の三 ）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第三章～第五章の二（略）</p> <p>第五章の三 主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物（ 第二百二十九条の二の三）</p> <p>第五章の四 建築設備等</p> <p>第一節 建築設備の構造強度（第二百二十九条の二の四）</p> <p>第一節の二 給水、排水その他の配管設備（第二百二十九条の二の五 ―第二百二十九条の二の七）</p> <p>第二節・第三節（略）</p> <p>第六章～第十章（略）</p> <p>附則</p>

第九条 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四（法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。

一〇十一 （略）

十二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項及び第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条、第四十三条第一項並びに第五十三条第一項並びに同条第二項において準用する同法第五十二条の二第二項

十三〇十六 （略）

第十条 法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項（法第八十七条第一項及び法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次の各号（法第八十七条第一項において準用する場合にあつては第一号及び第二号、法第八十七条の四において準用する場合にあつては同号。以下この条において同じ。）に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定とする。

一〇三 （略）

四 法第六条の四第一項第三号に掲げる建築物のうち前号の一戸建ての住宅以外の建築物 次に定める規定

イ （略）

ロ 次章（第二十条の三、第一節の三、第三十二条及び第三十五条を除く。）、第三章（第八節を除き、第八十条の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する

（建築基準関係規定）

第九条 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二（法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。

一〇十一 （略）

十二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項及び第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条、第四十三条第一項、第五十三条第一項並びに同条第二項において準用する同法第五十二条の二第二項

十三〇十六 （略）

第十条 法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項（法第八十七条第一項及び法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次の各号（法第八十七条第一項において準用する場合にあつては第一号及び第二号、法第八十七条の二において準用する場合にあつては第二号。以下この条において同じ。）に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定とする。

一〇三 （略）

四 法第六条の四第一項第三号に掲げる建築物のうち前号の一戸建ての住宅以外の建築物 次に定める規定

イ （略）

ロ 次章（第二十条の三、第一節の三、第三十二条及び第三十五条を除く。）、第三章（第八節を除き、第八十条の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する

基準に係る部分に限る。）、第百十九条、第五章の四（第百二十九条の二の四第一項第六号及び第七号並びに第二節を除く。）及び第百四十四条の三の規定

ハ（略）

第三節の四 維持保全に関する準則の作成等を要する建築物

第十三条の三 法第八条第二項第一号の政令で定める特殊建築物は、次に掲げるものとする。

一 法別表第一(イ)欄(ロ)項から(四)項までに掲げる用途に供する特殊建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの（当該床面積の合計が二百平方メートル以下のものにあつては、階数が三以上のものに限る。）

二 法別表第一(イ)欄(五)項又は(六)項に掲げる用途に供する特殊建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートルを超えるもの

2 | 法第八条第二項第二号の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物（特殊建築物を除く。）のうち階数が五以上で延べ面積が千平方メートルを超えるものとする。

第三節の五 建築監視員

第十四条 建築監視員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一・二 （略）

三 建築の実務に関し技術上の責任のある地位にあつた建築士で国土交通大臣が前二号のいずれかに該当する者と同等以上の建築行政に関する知識及び能力を有すると認められたもの

基準に係る部分に限る。）、第百十九条、第五章の四（第百二十九条の二の五第一項第六号及び第七号並びに第二節を除く。）及び第百四十四条の三の規定

ハ（略）

（新設）

第三節の四 建築監視員

（建築監視員の資格）

第十四条 建築監視員は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

一・二 （略）

三 建築の実務に関し技術上の責任のある地位にあつた建築士で国土交通大臣が前各号の一に該当する者と同等以上の建築行政に関する知識及び能力を有すると認められたもの

(削除)

第三節の六 勧告の対象となる建築物

第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数が三以上でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの
- 二 事務所その他これに類する用途に供する建築物(法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。)のうち階数が五以上で延べ面積が千平方メートルを超えるもの

第十六条 法第十二条第一項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物は、次に掲げるもの(避難階以外の階を法別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供しないことその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。)とする。

- 一・二 (略)
- 三 法別表第一(イ)欄(二)項又は(四)項に掲げる用途に供する建築物

第三節の五 保安上危険な建築物等に対する措置

(勧告の対象となる建築物)

第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物(法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 階数が五以上である建築物
- 二 延べ面積が千平方メートルを超える建築物

(新設)

(定期報告を要する建築物等)

第十六条 法第十二条第一項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物は、次に掲げるもの(避難階以外の階を法別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供しないことその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。)とする。

- 一・二 (略)
- 三 地階又は三階以上の階を法別表第一(イ)欄(二)項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル

四 (略)

(削除)

2・3 (略)

(換気設備の技術的基準)

第二十条の二 法第二十八条第二項ただし書の政令で定める技術的基準及び同条第三項(法第八十七条第三項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。)の政令で定める特殊建築物(第一号において「特殊建築物」という。)の居室に設ける換気設備の技術的基準は、次のとおりとする。

一 換気設備の構造は、次のイからニまで(特殊建築物の居室に設ける換気設備にあつては、ロからニまで)のいずれかに適合するものであること。

イ 自然換気設備にあつては、第二百二十九条の二の五第一項の規定によるほか、次に定める構造とすること。

(1) (3) (略)

ロ 機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備(空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給(排出を含む。))をすることができるとする設備をいう。)を除く。以下同じ。)にあつては、第二百二十九条の二の五第二項の規定によるほか、次に定める構造とすること。

(1) (3) (略)

ハ 中央管理方式の空気調和設備にあつては、第二百二十九条の二の五第三項の規定によるほか、衛生上有効な換気を確保することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる構造とすること。

ニ イからハまでに掲げる構造とした換気設備以外の設備にあつて

トル以上の建築物

四 (略)

五 地階又は三階以上の階を法別表第一(イ)欄(四)項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上の建築物

2・3 (略)

(換気設備の技術的基準)

第二十条の二 法第二十八条第二項ただし書の政令で定める技術的基準及び同条第三項(法第八十七条第三項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。)の政令で定める特殊建築物(以下この条において「特殊建築物」という。)の居室に設ける換気設備の技術的基準は、次のとおりとする。

一 換気設備の構造は、次のイからニまで(特殊建築物の居室に設ける換気設備にあつては、ロからニまで)のいずれかに適合するものであること。

イ 自然換気設備にあつては、第二百二十九条の二の六第一項の規定によるほか、次に定める構造とすること。

(1) (3) (略)

ロ 機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備(空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給(排出を含む。))をすることができるとする設備をいう。)を除く。以下同じ。)にあつては、第二百二十九条の二の六第二項の規定によるほか、次に定める構造とすること。

(1) (3) (略)

ハ 中央管理方式の空気調和設備にあつては、第二百二十九条の二の六第三項の規定によるほか、衛生上有効な換気を確保することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる構造とすること。

ニ イからハまでに掲げる構造とした換気設備以外の設備にあつて

は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣の認定を受けたものとする。

- (1) (3) (略)
- (4) 中央管理方式の空気調和設備にあつては、第二百二十九条の二の五第三項の表の(一)及び(四)から(六)までに掲げる基準に適合するものであること。

二 (略)

(火を使用する室に設けなければならない換気設備等)

第二十条の三 (略)

2 建築物の調理室、浴室、その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けたもの(前項に規定するものを除く。第一号イ及び第二百二十九条の二の五第一項において「換気設備を設けるべき調理室等」という。)に設ける換気設備は、次に定める構造としなければならない。

一 換気設備の構造は、次のイ又はロのいずれかに適合するものとする。

イ 次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 給気口は、換気設備を設けるべき調理室等の天井の高さの二分の一以下の高さの位置(煙突を設ける場合又は換気上有効な排気のための換気扇その他これに類するもの(以下このイにおいて「換気扇等」という。))を設ける場合には、適当な位置に設けること。

(2) (4) (略)

- (5) 風呂釜又は発熱量が十二キロワットを超える火を使用する設備若しくは器具(密閉式燃焼器具等を除く。)を設けた換気設備を設けるべき調理室等には、当該風呂釜又は設備若しくは器具に接続して煙突を設けること。ただし、用途上、構造上その他の理由によりこれによることが著しく困難である場合において、排気フードを有する排気筒を設けたときは、この限りでない。

は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣の認定を受けたものとする。

- (1) (3) (略)
- (4) 中央管理方式の空気調和設備にあつては、第二百二十九条の二の六第三項の表の(一)及び(四)から(六)までに掲げる基準に適合するものであること。

二 (略)

(火を使用する室に設けなければならない換気設備等)

第二十条の三 (略)

2 建築物の調理室、浴室、その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けたもの(前項に規定するものを除く。以下この項及び第二百二十九条の二の六において「換気設備を設けるべき調理室等」という。)に設ける換気設備は、次に定める構造としなければならない。

一 換気設備の構造は、次のイ又はロのいずれかに適合するものとする。

イ 次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 給気口は、換気設備を設けるべき調理室等の天井の高さの二分の一以下の高さの位置(煙突を設ける場合又は換気上有効な排気のための換気扇その他これに類するもの(以下この号において「換気扇等」という。))を設ける場合には、適当な位置に設けること。

(2) (4) (略)

- (5) ふろがま又は発熱量が十二キロワットを超える火を使用する設備若しくは器具(密閉式燃焼器具等を除く。)を設けた換気設備を設けるべき調理室等には、当該ふろがま又は設備若しくは器具に接続して煙突を設けること。ただし、用途上、構造上その他の理由によりこれによることが著しく困難である場合において、排気フードを有する排気筒を設けたときは、この限りでない。

い。

(6) (8) (略)

ロ (略)

二 (略)

(居室を有する建築物の換気設備についてのホルムアルデヒドに関する技術的基準)

第二十条の八 換気設備についてのホルムアルデヒドに関する法第二十八条の二第三号の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一 居室には、次のいずれかに適合する構造の換気設備を設けること。

イ 機械換気設備（ロに規定する方式を用いるものでロ(1)から(3)までに掲げる構造とするものを除く。）にあつては、第二百二十九条の二の五第二項の規定によるほか、次に掲げる構造とすること。

ロ 居室内の空気を浄化して供給する方式を用いる機械換気設備にあつては、第二百二十九条の二の五第二項の規定によるほか、次に掲げる構造とすること。

(1) (3) (略)

ハ 中央管理方式の空気調和設備にあつては、第二百二十九条の二の五第三項の規定によるほか、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる構造又は国土交通大臣の認定を受けた構造とすること。

二 (略)

第二節の三 長屋又は共同住宅の界壁の遮音構造等

でない。

(6) (8) (略)

ロ (略)

二 (略)

(居室を有する建築物の換気設備についてのホルムアルデヒドに関する技術的基準)

第二十条の八 換気設備についてのホルムアルデヒドに関する法第二十八条の二第三号の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一 居室には、次のいずれかに適合する構造の換気設備を設けること。

イ 機械換気設備（ロに規定する方式を用いるものでロ(1)から(3)までに掲げる構造とするものを除く。）にあつては、第二百二十九条の二の六第二項の規定によるほか、次に掲げる構造とすること。

ロ 居室内の空気を浄化して供給する方式を用いる機械換気設備にあつては、第二百二十九条の二の六第二項の規定によるほか、次に掲げる構造とすること。

(1) (3) (略)

ハ 中央管理方式の空気調和設備にあつては、第二百二十九条の二の六第三項の規定によるほか、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる構造又は国土交通大臣の認定を受けた構造とすること。

二 (略)

第二節の三 長屋又は共同住宅の界壁の遮音構造

(遮音性能に関する技術的基準)

第二十二条の三 法第三十条第一項第一号（法第八十七条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める技術的基準は、次の表の上欄に掲げる振動数の音に対する透過損失がそれぞれ同表の下欄に掲げる数値以上であることをとする。

振動数（単位 ヘルツ）	透過損失（単位 デシベル）
一二五	二五
五〇〇	四〇
一、〇〇〇	五〇

2 | 法第三十条第二項（法第八十七条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める技術的基準は、前項に規定する基準とする。

（準耐火性能に関する技術的基準）

第一百七条の二 法第二条第七号の二の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 壁、床及び軒裏（外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。以下この号において同じ。）にあつては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後四十五分間（非耐力壁である外壁及び軒裏（いずれも延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）にあつては、三十分間）当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

三 外壁及び屋根にあつては、これらに屋内において発生する通常の

第二十二条の三 法第三十条（法第八十七条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める技術的基準は、次の表の上欄に掲げる振動数の音に対する透過損失がそれぞれ同表の下欄に掲げる数値以上であることをとする。

振動数（単位 ヘルツ）	透過損失（単位 デシベル）
一二五	二五
五〇〇	四〇
一、〇〇〇	五〇

（新設）

（準耐火性能に関する技術的基準）

第一百七条の二 法第二条第七号の二の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 壁、床及び軒裏（外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分に限る。第一百二十九条の二の三第一項において同じ。）にあつては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後四十五分間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び軒裏（外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）にあつては、三十分間）当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

三 外壁及び屋根にあつては、これらに屋内において発生する通常の

火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後四十五分間（非耐力壁である外壁（延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）及び屋根にあつては、三十分間）屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

（耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準）
第百八条の三（略）

2（略）

3 主要構造部が第一項第一号又は第二号に該当する建築物（次項に規定する建築物を除く。）に対する第百十二条第一項、第六項から第十項まで及び第十五項から第二十項まで、第百十四条第一項及び第二項、第百十七条第二項、第百二十条第一項、第二項及び第四項、第百二十一条第二項、第百二十二条第一項、第百二十三条第一項及び第三項、第百二十三条の二、第百二十六条の二、第百二十八条の四第一項及び第四項、第百二十八条の五第一項及び第四項、第百二十九条第一項、第百二十九条の二第二項、第百二十九条の三の四第一項、第百二十九条の十三の二、第百二十九条の十三の三第三項及び第四項、第百三十七条の十四並びに第百四十五条第一項第一号及び第二項の規定（次項において「耐火性能関係規定」という。）の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

4 主要構造部が第一項第一号に該当する建築物（当該建築物の主要構造部である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備が、当該防火設備に当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火炎を出さないものであること）及び主要構造部が同項第二号に該当する建築物（当該建築物の主要構造部である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備が、当該防火設備に当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして国土交通大臣の認定を受けたもので

火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後四十五分間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあつては、三十分間）屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

（耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準）
第百八条の三（略）

2（略）

3 主要構造部が第一項第一号又は第二号に該当する建築物（次項に規定する建築物を除く。）に対する第百十二条第一項及び第五項から第十五項まで、第百十四条第一項及び第二項、第百十七条第二項、第百二十条第一項、第二項及び第四項、第百二十一条第二項、第百二十二条第一項、第百二十三条第一項及び第三項、第百二十三条の二、第百二十六条の二、第百二十八条の四第四項、第百二十八条の五第一項及び第四項、第百二十九条第一項、第百二十九条の二第二項、第百二十九条の三の五第一項、第百二十九条の十三の二、第百二十九条の十三の三第三項及び第四項並びに第百四十五条第一項第一号及び第二項の規定（次項において「耐火性能関係規定」という。）の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

4 主要構造部が第一項第一号に該当する建築物（当該建築物の主要構造部である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備が、当該防火設備に当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火炎を出さないものであること）及び主要構造部が同項第二号に該当する建築物（当該建築物の主要構造部である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備が、当該防火設備に当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして国土交通大臣の認定を受けたもので

あるものに限る。)に對する第百十二条第一項、第六項から第十項まで、第十五項、第十七項、第十八項及び第二十項、第二百二十二条第一項、第二百二十三条第一項及び第三項、第二百二十六条の二、第二百二十八条の五第一項及び第四項、第二百二十九条の二の四第一項、第二百二十九条の十三の二、第二百二十九条の十三の三第三項並びに第三百三十七条の十四の規定(以下この項において「防火区画等関係規定」という。)

の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に對する防火区画等関係規定以外の耐火性能関係規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。

5 (略)

(防火戸その他の防火設備)

第百九条 法第二条第九号の二口、法第十二条第一項、法第二十一条第二項第二号、法第二十七条第一項(法第八十七条第三項において準用する場合を含む。第百十条から第百十条の五までにおいて同じ。)、法第五十三条第三項第一号イ及び法第六十一条の政令で定める防火設備は、防火戸、ドレンチャーその他火災を遮る設備とする。

2 (略)

(主要構造部を準耐火構造等とした建築物の層間変形角)

第百九条の二の二 法第二条第九号の三イに該当する建築物及び第百三十六条の二第一号口又は第二号口に掲げる基準に適合する建築物の地上部分の層間変形角は、百五十分の一以内でなければならない。ただし、主要構造部が防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じないことが計算又は実験によつて確かめられた場合においては、この限りでない。

あるものに限る。)に對する第百十二条第一項、第五項から第十項まで、第十二項、第十三項及び第十五項、第二百二十二条第一項、第二百二十三条第一項及び第三項、第二百二十六条の二、第二百二十八条の五第一項及び第四項、第二百二十九条の二の五第一項、第二百二十九条の十三の二並びに第二百二十九条の十三の三第三項の規定(以下この項において「防火区画等関係規定」という。)

の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に對する防火区画等関係規定以外の耐火性能関係規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。

5 (略)

(防火戸その他の防火設備)

第百九条 法第二条第九号の二口、法第十二条第一項、法第二十一条第二項第二号、法第二十七条第一項(法第八十七条第三項において準用する場合を含む。第百十条から第百十条の三までにおいて同じ。)及び法第六十四条の政令で定める防火設備は、防火戸、ドレンチャーその他火災を遮る設備とする。

2 (略)

(主要構造部を準耐火構造等とした建築物の層間変形角)

第百九条の二の二 法第二条第九号の三イに該当する建築物及び法第二十七条第一項の規定に適合する特殊建築物(第百十条第二号に掲げる基準に適合するものを除く。以下「特定避難時間倒壊等防止建築物」という。)の地上部分の層間変形角は、百五十分の一以内でなければならない。ただし、主要構造部が防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じないことが計算又は実験によつて確かめられた場合においては、この限りでない。

(大規模の建築物の主要構造部の性能に関する技術的基準)

第百九条の五 法第二十一条第一項本文の政令で定める技術的基準は、

次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 次に掲げる基準

イ 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

階段	屋根 (軒裏を除く)	はり	床	柱	壁	
					間仕切壁(耐力壁に限る。)	外壁(耐力壁に限る。)
三十分間	三十分間	通常火災終了時間	通常火災終了時間	通常火災終了時間	通常火災終了時間(通常火災終了時間が四十五分間未満である場合にあつては、四十五分間。以下この号において同じ。)	通常火災終了時間

ロ 壁、床及び屋根の軒裏(外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。以下このロにおいて同じ。)

にあつては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に

(新設)

、加熱開始後通常火災終了時間（非耐力壁である外壁及び屋根の軒裏（いずれも延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）にあつては、三十分間）当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

ハ 外壁及び屋根にあつては、これらに屋内において発生する通常火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後通常火災終了時間（非耐力壁である外壁（延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）及び屋根にあつては、三十分間）屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

二 第七七条各号又は第七八条の三第一項第一号イ及びロに掲げる基準

（延焼防止上有効な空地の技術的基準）

第九九条の六 第二十一条第一項ただし書の政令で定める技術的基準は、当該建築物の各部分から当該空地の反対側の境界線までの水平距離が、当該各部分の高さに相当する距離以上であることとする。

第九九条の七 （略）

（法第二十二條第一項の市街地の区域内にある建築物の屋根の性能に関する技術的基準）

第九九条の八 第二十二條第一項の政令で定める技術的基準は、次に掲げるもの（不燃性の物品を保管する倉庫その他これに類するものとして国土交通大臣が定める用途に供する建築物又は建築物の部分で、通常火災による火の粉が屋内に到達した場合に建築物の火災が発生するおそれのないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものの屋根にあつては、第一号に掲げるもの）とする。

一・二 （略）

（新設）

第九九条の五 （略）

（法第二十二條第一項の市街地の区域内にある建築物の屋根の性能に関する技術的基準）

第九九条の六 第二十二條第一項の政令で定める技術的基準は、次の各号（不燃性の物品を保管する倉庫その他これに類するものとして国土交通大臣が定める用途に供する建築物又は建築物の部分で、通常火災による火の粉が屋内に到達した場合に建築物の火災が発生するおそれのないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものの屋根にあつては、第一号）に掲げるものとする。

一・二 （略）

第百九条の九 (略)

(法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の性能に関する技術的基準)

第百十条 主要構造部の性能に関する法第二十七条第一項の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 次に掲げる基準

イ 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

(略)	屋根(軒裏を除く)	(略)	壁	
			(略)	間仕切壁(耐力壁に限る。)
(略)	三十分間	(略)	(略)	特定避難時間(特殊建築物の構造、建築設備及び用途に応じて当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでに要する時間をいう。以下同じ。)(特定避難時間が四十五分間未満である場合にあつては、四十五分間。以下この号において同じ。)

第百九条の七 (略)

(法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の性能に関する技術的基準)

第百十条 主要構造部の性能に関する法第二十七条第一項の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 次に掲げる基準

イ 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

(略)	屋根(軒裏を除く)	(略)	壁	
			(略)	間仕切壁(耐力壁に限る。)
(略)	三十分間(特定避難時間が三十分間未満である場合にあつては、特定避難時間。以下この号において同じ。)	(略)	(略)	特定避難時間(特殊建築物の構造、建築設備及び用途に応じて当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでに要する時間をいう。以下同じ。)

ロ 壁、床及び屋根の軒裏（外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。以下このロにおいて同じ。）にあつては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後特定避難時間（非耐力壁である外壁及び屋根の軒裏（いずれも延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）にあつては、三十分間）当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

ハ 外壁及び屋根にあつては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後特定避難時間（非耐力壁である外壁（延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）及び屋根にあつては、三十分間）屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

二 (略)

（延焼するおそれがある外壁の開口部）

第一百十条の二 法第二十七条第一項の政令で定める外壁の開口部は、次に掲げるものとする。

一 延焼のおそれのある部分であるもの（法第八十六条の四各号のいずれかに該当する建築物の外壁の開口部を除く。）

二 (略)

（警報設備を設けた場合に耐火建築物等とすることを要しないこととなる用途）

第一百十条の四 法第二十七条第一項第一号の政令で定める用途は、病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎及び児童福祉施設等（入所する者の寝室があるものに限る。）とする。

ロ 壁、床及び屋根の軒裏（外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分に限る。）にあつては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後特定避難時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根の軒裏（外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）にあつては、三十分間）当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

ハ 外壁及び屋根にあつては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後特定避難時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあつては、三十分間）屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

二 (略)

（延焼するおそれがある外壁の開口部）

第一百十条の二 法第二十七条第一項の政令で定める外壁の開口部は、次に掲げるものとする。

一 延焼のおそれのある部分であるもの（法第八十六条の四第一項各号のいずれかに該当する建築物の外壁の開口部を除く。）

二 (略)

（新設）

(警報設備の技術的基準)

第一百十条の五 法第二十七条第一項第一号の政令で定める技術的基準は、当該建築物のいずれの室(火災の発生のおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める室を除く。)で火災が発生した場合においても、有効かつ速やかに、当該火災の発生を感知し、当該建築物の各階に報知することができるよう、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる警報設備が、国土交通大臣が定めるところにより適当な位置に設けられていることとする。

(防火区画)

第一百十二条 主要構造部を耐火構造とした建築物、法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物又は第三百三十六条の二第一号ロ若しくは第二号ロに掲げる基準に適合する建築物で、延べ面積(スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものに相当する床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。)が千五百平方メートルを超えるものは、床面積の合計(スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものに相当する床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。)千五百平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備(第九十九条に規定する防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間当該加熱面以外の面に火熱が出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。)で区画しなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分でその用途上やむを得ない場合においては、この限りでない。

(新設)

(防火区画)

第一百十二条 主要構造部を耐火構造とした建築物又は法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、延べ面積(スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものに相当する床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。)が千五百平方メートルを超えるものは、床面積の合計(スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものに相当する床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。)千五百平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準(第二百二十九条の二の三第一項第一号ロに掲げる基準(主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造が同号ロに規定する構造方法を用いるもの又は同号ロの規定による認定を受けたものであることに係る部分に限る。))をいう。以下同じ。)に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備(第九十九条に規定する防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間当該加熱面以外の面に火熱が出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。)で区画しなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分でその用途上やむを得ない場合においては、この限りでない。

一 (略)

二 階段室の部分等(階段室の部分又は昇降機の昇降路の部分(当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。))をいう。第十三項において同じ。)で一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたもの

2| 前項の「一時間準耐火基準」とは、主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造が、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであることとする。

一 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に定める時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

はり	床	柱	壁	
			間仕切壁(耐力壁に限る。)	外壁(耐力壁に限る。)
一時間	一時間	一時間	一時間	一時間

二 壁(非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。)、床及び屋根の軒裏(外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分に限る。))にあつては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。))の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること

一 (略)

二 階段室の部分又は昇降機の昇降路の部分(当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。))で一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたもの

(新設)

三 外壁（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。）にあつては、これに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

3 法第二十一条第一項の規定により第九十九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築物（通常火災終了時間が一時間以上であるものを除く。）とした建築物、法第二十七条第一項の規定により第一百十条第一号に掲げる基準に適合する特殊建築物（特定避難時間が一時間以上であるものを除く。）とした建築物、法第二十七条第三項の規定により準耐火建築物（第九十九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準（前項に規定する一時間準耐火基準をいう。以下同じ。）に適合するものを除く。）とした建築物、法第六十一条の規定により第三百三十六条の二第二号に定める基準に適合する建築物（準防火地域内にあるものに限り、第九十九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものを除く。）とした建築物又は法第六十七条第一項の規定により準耐火建築物等（第九十九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものを除く。）とした建築物で、延べ面積が五百平方メートルを超えるものについては、第一項の規定にかかわらず、床面積の合計五百平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画し、かつ、防火上主要な間仕切壁（自動スプリンクラー設備等設置部分（床面積が二百平方メートル以下の階又は床面積二百平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁若しくは法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画されている部分で、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものに設けたものをいう。第一百十四条第一項及び第二項において同じ。）その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁を除く。）を準耐火構造とし、次の各号のいずれかに該当する部分を除き、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

2 法第二十七条第一項の規定により特定避難時間倒壊等防止建築物（特定避難時間が一時間以上であるものを除く。）とした建築物又は同条第三項、法第六十二条第一項若しくは法第六十七条の三第一項の規定により準耐火建築物とした建築物（第九十九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものを除く。）で、延べ面積が五百平方メートルを超えるものについては、前項の規定にかかわらず、床面積の合計五百平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画し、かつ、防火上主要な間仕切壁（自動スプリンクラー設備等設置部分（床面積が二百平方メートル以下の階又は床面積二百平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁若しくは法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画されている部分で、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものに設けたものをいう。第一百十四条第二項において同じ。）その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁を除く。）を準耐火構造とし、次の各号のいずれかに該当する部分を除き、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

一・二 (略)

4| 法第二十一条第一項の規定により第九十九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築物(通常火災終了時間が一時間以上であるものに限る。)とした建築物、法第二十七条第一項の規定により第一百十条第一号に掲げる基準に適合する特殊建築物(特定避難時間が一時間以上であるものに限る。)とした建築物、法第二十七条第三項の規定により準耐火建築物(第九十九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものに限る。)とした建築物、法第六十一条の規定により第三百三十六条の二第二号に定める基準に適合する建築物(準防火地域内にあり、かつ、第九十九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものに限る。)とした建築物又は法第六十七条第一項の規定により準耐火建築物等(第九十九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものに限る。)とした建築物で、延べ面積が千平方メートルを超えるものについては、第一項の規定にかかわらず、床面積の合計千平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならぬ。

5| 前二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分で、天井(天井のない場合においては、屋根。以下この条において同じ。)及び壁の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものについては、適用しない。

一・二 (略)

6| (略)

7| 前項の建築物の部分で、当該部分の壁(床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。次項及び第十三項第一号において同じ。)及び天井の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。)の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造つたものは、特定防火設備以外の法第二十九条の二に規定する防火設備で区画する場合を除き、前項の規定にかかわらず、床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画

一・二 (略)

3| 法第二十一条第一項ただし書の規定により第二百二十九条の二の第三項第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物、法第二十七条第一項の規定により特定避難時間が一時間以上である特定避難時間倒壊等防止建築物とした建築物又は同条第三項、法第六十二条第一項若しくは法第六十七条の三第一項の規定により第九十九条の三第二号に掲げる基準若しくは一時間準耐火基準に適合する準耐火建築物とした建築物で、延べ面積が千平方メートルを超えるものについては、第一項の規定にかかわらず、床面積の合計千平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。

4| 前二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分で、天井(天井のない場合においては、屋根。第六項、第七項及び第九項において同じ。)及び壁の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものについては、適用しない。

一・二 (略)

5| (略)

6| 前項の建築物の部分で、当該部分の壁(床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。次項において同じ。)及び天井の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。次項において同じ。)の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造つたものは、特定防火設備以外の法第二十九条の二に規定する防火設備で区画する場合を除き、前項の規定にかかわらず、床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画すれば足りる。

すれば足りる。

8| 第六項の建築物の部分で、当該部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造つたものは、特定防火設備以外の法第二条第九号の二口に規定する防火設備で区画する場合を除き、同項の規定にかかわらず、床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画すれば足りる。

9| 前三項の規定は、階段室の部分若しくは昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。）、廊下その他避難の用に供する部分又は床面積の合計が二百平方メートル以内の共同住宅の住戸で、耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（第六項の規定により区画すべき建築物にあつては、法第二条第九号の二口に規定する防火設備）で区画されたものについては、適用しない。

10| 主要構造部を準耐火構造とした建築物又は第三百三十六条の二第一号ロ若しくは第二号ロに掲げる基準に適合する建築物であつて、地階又は三階以上の階に居室を有するものの堅穴部分（長屋又は共同住宅の住戸でその階数が二以上であるもの、吹抜きとなつてゐる部分、階段の部分（当該部分からのみ人が出入りすることのできる便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分を含む。以下この条において同じ。）については、当該堅穴部分以外の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。次項及び第十二項において同じ。）と準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二口に規定する防火設備で区画しなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する堅穴部分については、この限りでない。

7| 第五項の建築物の部分で、当該部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造つたものは、特定防火設備以外の法第二条第九号の二口に規定する防火設備で区画する場合を除き、同項の規定にかかわらず、床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画すれば足りる。

8| 前三項の規定は、階段室の部分若しくは昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。）、廊下その他避難の用に供する部分又は床面積の合計が二百平方メートル以内の共同住宅の住戸で、耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（第五項の規定により区画すべき建築物にあつては、法第二条第九号の二口に規定する防火設備）で区画されたものについては、適用しない。

9| 主要構造部を準耐火構造とした建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物であつて、地階又は三階以上の階に居室を有するものの住戸の部分（住戸の階数が二以上であるものに限る。）、吹抜きとなつてゐる部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分（当該部分からのみ人が出入りすることのできる公衆便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）については、当該部分（当該部分が第一項ただし書に規定する用途に供する建築物の部分でその壁（床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。）及び天井の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この項において同じ。）の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造つたものであつてその用途上区画することができない場合にあつては、当該建築物の部分（とその他の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。）とを準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二口に規定する防火設備で区画しなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分については、この限りでない。

一・二 (略)

一・二 (略)

- 11| 三階を病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。次項において同じ。）又は児童福祉施設等（入所する者の寝室があるものに限る。同項において同じ。）の用途に供する建築物のうち階数が三で延べ面積が二百平方メートル未満のもの（前項に規定する建築物を除く。）の堅穴部分については、当該堅穴部分以外の部分と間仕切壁又は法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で区画しなければならぬ。ただし、居室、倉庫その他これらに類する部分にスプリンクラー設備その他これに類するものを設けた建築物の堅穴部分については、当該防火設備に代えて、十分間防火設備（第百九条に規定する防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後十分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。第十八項において同じ。）で区画することができる。
- 12| 三階を法別表第一(イ)欄(二)項に掲げる用途（病院、診療所又は児童福祉施設等を除く。）に供する建築物のうち階数が三で延べ面積が二百平方メートル未満のもの（第十項に規定する建築物を除く。）の堅穴部分については、当該堅穴部分以外の部分と間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）で区画しなければならぬ。
- 13| 堅穴部分及びこれに接する他の堅穴部分（いずれも第一項第一号に該当する建築物の部分又は階段室の部分等であるものに限る。）が次に掲げる基準に適合する場合においては、これらの堅穴部分を一の堅穴部分とみなして、前三項の規定を適用する。
- 一 当該堅穴部分及び他の堅穴部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが準不燃材料でされ、かつ、その下地が準不燃材料で造られたものであること。
- 二 当該堅穴部分と当該他の堅穴部分とが用途上区画することができないものであること。
- 14| 第十一項及び第十二項の規定は、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物として、壁及び天
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)

井の仕上げに用いる材料の種類並びに消火設備及び排煙設備の設置の状況及び構造を考慮して国土交通大臣が定めるものの竪穴部分については、適用しない。

15] 第一項若しくは第三項から第五項までの規定による一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁（第三項に規定する防火上主要な間仕切壁を除く。）若しくは特定防火設備、第六項の規定による耐火構造の床若しくは壁若しくは法第二条第九号の二口に規定する防火設備又は第十項の規定による準耐火構造の床若しくは壁若しくは同号口に規定する防火設備に接する外壁については、当該外壁のうちこれらに接する部分を含み幅九十センチメートル以上の部分を準耐火構造としなければならない。ただし、外壁面から五十センチメートル以上突出した準耐火構造のひさし、床、袖壁その他これらに類するもので防火上有効に遮られている場合においては、この限りでない。

16] 17] (略)

18] 第一項、第三項、第四項、第九項又は前項の規定による区画に用いる特定防火設備、第六項、第九項、第十項又は第十一項本文の規定による区画に用いる法第二条第九号の二口に規定する防火設備、同項ただし書の規定による区画に用いる十分間防火設備及び第十二項の規定による区画に用いる戸は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造のものとしなければならない。

一 第一項本文、第三項若しくは第四項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第六項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二口に規定する防火設備 次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

イ、二 (略)

二 第一項第二号、第九項若しくは前項の規定による区画に用いる特定防火設備、第九項、第十項若しくは第十一項本文の規定による区画に用いる法第二条第九号の二口に規定する防火設備、同項ただし書の規定による区画に用いる十分間防火設備又は第十二項の規定による

10] 第一項から第四項までの規定による一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁（第二項に規定する防火上主要な間仕切壁を除く。）若しくは特定防火設備、第五項の規定による耐火構造の床若しくは壁若しくは法第二条第九号の二口に規定する防火設備又は前項の規定による準耐火構造の床若しくは壁若しくは法第二条第九号の二口に規定する防火設備に接する外壁については、当該外壁のうちこれらに接する部分を含み幅九十センチメートル以上の部分を準耐火構造としなければならない。ただし、外壁面から五十センチメートル以上突出した準耐火構造のひさし、床、袖壁その他これらに類するもので防火上有効に遮られている場合においては、この限りでない。

11] 12] (略)

13] 第一項から第五項まで、第八項又は前項の規定による区画に用いる特定防火設備及び第五項、第八項又は第九項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二口に規定する防火設備は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造のものとしなければならない。

一 第一項本文、第二項若しくは第三項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第五項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二口に規定する防火設備 次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

イ、二 (略)

二 第一項第二号、第四項、第八項若しくは前項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第八項若しくは第九項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二口に規定する防火設備 次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの

よる区画に用いる戸 次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

イ・ロ (略)

19) 給水管、配電管その他の管が第一項、第三項から第五項まで若しくは第十七項の規定による一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁、第六項若しくは第九項の規定による耐火構造の床若しくは壁、第十項本文若しくは第十五項本文の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は同項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、袖壁その他これらに類するもの(以下この条において「準耐火構造の防火区画」という。)を貫通する場合においては、「準耐火構造の防火区画」との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならぬ。

20) 換気、暖房又は冷房の設備の風道が準耐火構造の防火区画を貫通する場合(国土交通大臣が防火上支障がないと認めて指定する場合を除く。)においては、当該風道の準耐火構造の防火区画を貫通する部分又はこれに近接する部分に、特定防火設備(法第二条第九号の二口に規定する防火設備によつて区画すべき準耐火構造の防火区画を貫通する場合にあつては、同号口に規定する防火設備)であつて、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを国土交通大臣が定める方法により設けなければならない。

一・二 (略)

(木造等の建築物の防火壁及び防火床)

第百十三条 防火壁及び防火床は、次に定める構造としなければならない。

- 一 耐火構造とすること。
- 二 通常の火災による当該防火壁又は防火床以外の建築物の部分の倒壊によつて生ずる応力が伝えられた場合に倒壊しないものとして国

又は国土交通大臣の認定を受けたもの

イ・ロ (略)

14) 給水管、配電管その他の管が第一項から第四項まで若しくは第十二項の規定による一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁、第五項若しくは第八項の規定による耐火構造の床若しくは壁、第九項本文若しくは第十項本文の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は同項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、袖壁その他これらに類するもの(以下この項及び次項において「準耐火構造の防火区画」という。)を貫通する場合においては、「準耐火構造の防火区画」との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならぬ。

15) 換気、暖房又は冷房の設備の風道が準耐火構造の防火区画を貫通する場合(国土交通大臣が防火上支障がないと認めて指定する場合を除く。)においては、当該風道の準耐火構造の防火区画を貫通する部分又はこれに近接する部分に、特定防火設備(法第二条第九号の二口に規定する防火設備によつて区画すべき準耐火構造の防火区画を貫通する場合にあつては、法第二条第九号の二口に規定する防火設備)であつて、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを国土交通大臣が定める方法により設けなければならない。

一・二 (略)

(木造等の建築物の防火壁)

第百十三条 防火壁は、次に定める構造としなければならない。

- 一 耐火構造とし、かつ、自立する構造とすること。
- 二 木造の建築物においては、無筋コンクリート造又は組積造としなければならない。

土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。

三 通常の火災時において、当該防火壁又は防火床で区画された部分（当該防火壁又は防火床の部分を除く。）から屋外に出た火災による当該防火壁又は防火床で区画された他の部分（当該防火壁又は防火床の部分を除く。）への延焼を有効に防止できるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。

四 防火壁に設ける開口部の幅及び高さ又は防火床に設ける開口部の幅及び長さは、それぞれ二・五メートル以下とし、かつ、これに特定防火設備で前条第十八項第一号に規定する構造であるものを設けること。

2 前条第十九項の規定は給水管、配電管その他の管が防火壁又は防火床を貫通する場合に、同条第二十項の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道が防火壁又は防火床を貫通する場合について準用する。

3 第九十九条の七に規定する技術的基準に適合する壁等で、法第二十一条第二項第二号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたものは、第一項の規定に適合する防火壁又は防火床とみなす。

（建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁）

第百十四条 長屋又は共同住宅の各戸の界壁（自動スプリンクラー設備等設置部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の界壁を除く。）は、準耐火構造とし、第百十二条第三項各号の

三 防火壁の両端及び上端は、建築物の外壁面及び屋根面から五十センチメートル（防火壁の中心線からの距離が一・八メートル以内において、外壁が防火構造であり、かつ、屋根の構造が、屋根に屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものである場合において、これらの部分に開口部がないときにあつては、十センチメートル）以上突出させること。ただし、防火壁を設けた部分の外壁又は屋根が防火壁を含み桁行方向に幅三・六メートル以上にわたつて耐火構造であり、かつ、これらの部分に開口部がない場合又は開口部があつて、これに法第二条第九号の二に規定する防火設備が設けられている場合においては、その部分については、この限りでない。

四 防火壁に設ける開口部の幅及び高さは、それぞれ二・五メートル以下とし、かつ、これに特定防火設備で前条第十三項第一号に規定する構造であるものを設けること。

2 前条第十四項の規定は給水管、配電管その他の管が防火壁を貫通する場合に、同条第十五項の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道が防火壁を貫通する場合に準用する。

3 第九十九条の五に規定する技術的基準に適合する壁等で、法第二十一条第二項第二号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたものは、第一項の規定に適合する防火壁とみなす。

（建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁）

第百十四条 長屋又は共同住宅の各戸の界壁は、準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

いずれかに該当する部分を除き、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

2 学校、病院、診療所（患者の収容施設を有しないものを除く。）、児童福祉施設等、ホテル、旅館、下宿、寄宿舎又はマーケットの用途に供する建築物の当該用途に供する部分については、その防火上主要な間仕切壁（自動スプリンクラー設備等設置部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁を除く。）を準耐火構造とし、第百十二条第三項各号のいずれかに該当する部分を除き、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

3・4 (略)

5 第百十二条第十九項の規定は給水管、配電管その他の管が第一項の界壁、第二項の間仕切壁又は前二項の隔壁を貫通する場合に、同条第二十項の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道がこれらの界壁、間仕切壁又は隔壁を貫通する場合について準用する。この場合において、同項中「特定防火設備」とあるのは、「第百九条に規定する防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後四十五分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの」と読み替えるものとする。

(防火壁又は防火床の設置を要しない建築物に関する技術的基準等)
第百十五条の二 法第二十六条第二号口の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一〜五 (略)

六 調理室、浴室その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けたものの部分が、その他の部分と耐火構造の床若しくは壁（これらの床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造が国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。）又は特定防火設備で第百十二条第十八項第一号に規定する構造であるもので区画されていること。

2 学校、病院、診療所（患者の収容施設を有しないものを除く。）、児童福祉施設等、ホテル、旅館、下宿、寄宿舎又はマーケットの用途に供する建築物の当該用途に供する部分については、その防火上主要な間仕切壁（自動スプリンクラー設備等設置部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁を除く。）を準耐火構造とし、第百十二条第二項各号のいずれかに該当する部分を除き、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

3・4 (略)

5 第百十二条第十四項の規定は給水管、配電管その他の管が第一項の界壁、第二項の間仕切壁又は前二項の隔壁を貫通する場合に、同条第十五項の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道がこれらの界壁、間仕切壁又は隔壁を貫通する場合について準用する。この場合において、同項中「特定防火設備」とあるのは、「第百九条に規定する防火設備であつて通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後四十五分間加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの」と読み替えるものとする。

(防火壁の設置を要しない建築物に関する技術的基準等)
第百十五条の二 法第二十六条第二号口の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一〜五 (略)

六 調理室、浴室その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けたものの部分が、その他の部分と耐火構造の床若しくは壁（これらの床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造が国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。）又は特定防火設備で第百十二条第十三項第一号に規定する構造であるもので区画されていること。

七〇九 (略)

2 (略)

(避難階段及び特別避難階段の構造)

第二百二十三条 屋内に設ける避難階段は、次に定める構造としなければならない。

一〇三 (略)

四 階段室の屋外に面する壁に設ける開口部（開口面積が各々一平方メートル以内で、法第二条第九号の二に規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。）は、階段室以外の当該建築物の部分に設けた開口部並びに階段室以外の当該建築物の壁及び屋根（耐火構造の壁及び屋根を除く。）から九十センチメートル以上の距離に設けること。ただし、第一百十二条第十五項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

五 (略)

六 階段に通ずる出入口には、法第二条第九号の二に規定する防火設備で第一百十二条第十八項第二号に規定する構造であるものを設けること。この場合において、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する戸又は戸の部分は、避難の方向に開くことができるものとすること。

七 (略)

2 (略)

3 特別避難階段は、次に定める構造としなければならない。

一〇五 (略)

六 階段室、バルコニー又は付室の屋外に面する壁に設ける開口部（開口面積が各々一平方メートル以内で、法第二条第九号の二に規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。）は、階段室、バルコニー又は付室以外の当該建築物の部分に設けた開口部並びに階段室、バルコニー又は付室以外の当該建築物の部分の壁及び屋根（耐火構造の壁及び屋根を除く。）から九十センチ

七〇九 (略)

2 (略)

(避難階段及び特別避難階段の構造)

第二百二十三条 屋内に設ける避難階段は、次に定める構造としなければならない。

一〇三 (略)

四 階段室の屋外に面する壁に設ける開口部（開口面積が各々一平方メートル以内で、法第二条第九号の二に規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。）は、階段室以外の当該建築物の部分に設けた開口部並びに階段室以外の当該建築物の壁及び屋根（耐火構造の壁及び屋根を除く。）から九十センチメートル以上の距離に設けること。ただし、第一百十二条第十項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

五 (略)

六 階段に通ずる出入口には、法第二条第九号の二に規定する防火設備で第一百十二条第十三項第二号に規定する構造であるものを設けること。この場合において、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する戸又は戸の部分は、避難の方向に開くことができるものとすること。

七 (略)

2 (略)

3 特別避難階段は、次に定める構造としなければならない。

一〇五 (略)

六 階段室、バルコニー又は付室の屋外に面する壁に設ける開口部（開口面積が各々一平方メートル以内で、法第二条第九号の二に規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。）は、階段室、バルコニー又は付室以外の当該建築物の部分に設けた開口部並びに階段室、バルコニー又は付室以外の当該建築物の部分の壁及び屋根（耐火構造の壁及び屋根を除く。）から九十センチ

チメートル以上の距離にある部分で、延焼のおそれのある部分以外の部分に設けること。ただし、第百十二条第十五項ただし書に規定する場合は、この限りでない。
七〇十二 (略)

(設置)

第百二十六条の二 (略)

2 建築物が開口部のない準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備でその構造が第百十二条第十八項第一号イ及びロ並びに第二号ロに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもので区画されている場合においては、その区画された部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

(地下街)

第百二十八条の三 (略)

2 地下街の各構えが当該地下街の他の各構えに接する場合には、当該各構えと当該他の各構えとを耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で第百十二条第十八項第二号に規定する構造であるもので区画しなければならぬ。

3 地下街の各構えは、地下道と耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で第百十二条第十八項第二号に規定する構造であるもので区画しなければならぬ。

4 (略)

5 第百十二条第六項から第十項まで、第十三項、第十五項、第十六項及び第十八項から第二十項まで並びに第百二十九条の二の四第一項第七号(第百十二条第十九項に関する部分に限る。)の規定は、地下街

の各構えについて準用する。この場合において、第百十二条第六項中「建築物の十一階以上の部分で、各階の」とあるのは「地下街の各構えの部分で」と、同条第七項から第九項までの規定中「建築物」とあ

チメートル以上の距離にある部分で、延焼のおそれのある部分以外の部分に設けること。ただし、第百十二条第十項ただし書に規定する場合は、この限りでない。
七〇十二 (略)

(設置)

第百二十六条の二 (略)

2 建築物が開口部のない準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備でその構造が第百十二条第十三項第一号イ及びロ並びに第二号ロに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもので区画されている場合においては、その区画された部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

(地下街)

第百二十八条の三 (略)

2 地下街の各構えが当該地下街の他の各構えに接する場合には、当該各構えと当該他の各構えとを耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で第百十二条第十三項第二号に規定する構造であるもので区画しなければならぬ。

3 地下街の各構えは、地下道と耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で第百十二条第十三項第二号に規定する構造であるもので区画しなければならぬ。

4 (略)

5 第百十二条第五項から第十項まで及び第十三項から第十五項まで並びに第百二十九条の二の五第一項第七号(第百十二条第十四項に関する部分に限る。)の規定は、地下街の各構えについて準用する。こ

の場合において、第百十二条第五項中「建築物の十一階以上の部分で、各階の」とあるのは「地下街の各構えの部分で」と、同条第六項及び第七項中「建築物」とあるのは「地下街の各構え」と、同条第九項

6 (略)

るのは「地下街の各構え」と、同条第十項中「主要構造部を準耐火構造とした建築物又は第三十六条の二第一号口若しくは第二号口に掲げる基準に適合する建築物であつて、地階又は三階以上の階に居室を有するもの」とあるのは「地下街の各構え」と、「準耐火構造」とあるのは「耐火構造」と、同条第十三項中「該当する建築物」とあるのは「規定する用途に供する地下街の各構え」と、同条第十五項中「準耐火構造」とあるのは「耐火構造」と、同号中「一時間準耐火基準に適合する準耐火構造」とあるのは「耐火構造」と、「建築物」とあるのは「地下街の各構え」と読み替えるものとする。

(制限を受けない特殊建築物等)

第二百二十八条の四 法第三十五条の二の規定により政令で定める特殊建築物は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 次の表に掲げる特殊建築物

(一)	用途	構造	主要構造部を耐火構造とした建築物又は法第二十一条第九号の三イに該当する建築物(一時間準耐火基準に適合するものに限る。)	法第二十一条第九号の三イ又は口のいずれかに該当する建築物(一時間準耐火基準に適合するものを除く。)	その他の建築物
(略)					

6 (略)

中「主要構造部を準耐火構造とした建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物であつて、地階又は三階以上の階に居室を有するもの」とあるのは「地下街の各構え」と、「建築物の部分」とあるのは「地下街の各構えの部分」と、「準耐火構造」とあるのは「耐火構造」と、同条第十項中「準耐火構造」とあるのは「耐火構造」と、同号中「一時間準耐火基準に適合する準耐火構造」とあるのは「耐火構造」と読み替えるものとする。

(制限を受けない特殊建築物等)

第二百二十八条の四 法第三十五条の二の規定により政令で定める特殊建築物は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 次の表に掲げる特殊建築物

(一)	用途	構造	耐火建築物又は法第二十七条第一項の規定に適合する特殊建築物(特定避難時間が一時間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。)	準耐火建築物又は特定避難時間が四十五分以上一時間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物	その他の建築物
(略)					

(二)	(略)
(三)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

二・三 (略)

2 〳 4 (略)

(特殊建築物等の内装)

第二百二十八条の五 前条第一項第一号に掲げる特殊建築物は、当該各用途に供する居室（法別表第一(イ)欄(ロ)項に掲げる用途に供する特殊建築物が主要構造部を耐火構造とした建築物又は法第二条第九号の三イに該当する建築物である場合にあつては、当該用途に供する特殊建築物の部分で床面積の合計百平方メートル（共同住宅の住戸にあつては、二百平方メートル）以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で区画されている部分の居室を除く。）の壁（床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。第四項において同じ。）及び天井（天井のない場合においては、屋根。以下この条において同じ。）及び天井（天井のない場合においては、屋根。以下この条において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。）の仕上げを第一号に掲げる仕上げと、当該各用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第二号に掲げる仕上げとしなければならない。

一・二 (略)

2・3 (略)

(二)	(略)
(三)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

この表において、耐火建築物は、法第八十六条の四の規定により耐火建築物とみなされるものを含み、準耐火建築物は、同条の規定により準耐火建築物とみなされるものを含む。

二・三 (略)

2 〳 4 (略)

(特殊建築物等の内装)

第二百二十八条の五 前条第一項第一号に掲げる特殊建築物は、当該各用途に供する居室（法別表第一(イ)欄(ロ)項に掲げる用途に供する特殊建築物が耐火建築物、法第二条第九号の三イに該当する準耐火建築物又は法第二十七条第一項の規定に適合する特殊建築物（特定避難時間が四十五分間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。第四項において同じ。）である場合にあつては、当該用途に供する特殊建築物の部分で床面積の合計百平方メートル（共同住宅の住戸にあつては、二百平方メートル）以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で区画されている部分の居室を除く。）の壁（床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。第四項において同じ。）及び天井（天井のない場合においては、屋根。以下この条において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。）の仕上げを第一号に掲げる仕上げと、当該各用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第二号に掲げる仕上げとしなければならない。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 階数が三以上で延べ面積が五百平方メートルを超える建築物、階数が二で延べ面積が千平方メートルを超える建築物又は階数が一で延べ面積が三千平方メートルを超える建築物（学校等の用途に供するものを除く。）は、居室（床面積の合計百平方メートル以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二口に規定する防火設備で、法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供しない部分の居室で、主要構造部を耐火構造とした建築物又は法第二条第九号の三イに該当する建築物の高さが三十一メートル以下の部分にあるものを除く。）の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを次の各号のいずれかに掲げる仕上げと、居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第一項第二号に掲げる仕上げとしなければならない。ただし、同表(イ)欄(二)項に掲げる用途に供する特殊建築物の高さが三十一メートル以下の部分については、この限りでない。

一・二 (略)

5 7 (略)

第五章の三 避難上の安全の検証

(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用)

第二百二十九条 建築物の階（物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあつては、屋上広場を含む。以下この条及び次条第四項において同じ。）のうち、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られた建築物の階に限る。）又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第百十九条、第百二十条、第百二十三条第三項第一号、第二号、第十号（屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。）及び第十二号、第百二十四条第一項第二号、第百二十六条の二、第百二十六条の三並びに

4 階数が三以上で延べ面積が五百平方メートルを超える建築物、階数が二で延べ面積が千平方メートルを超える建築物又は階数が一で延べ面積が三千平方メートルを超える建築物（学校等の用途に供するものを除く。）は、居室（床面積の合計百平方メートル以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二口に規定する防火設備で、法別表第十三項第二号に規定する構造であるもので区画され、かつ、法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供しない部分の居室で、耐火建築物、法第二条第九号の三イに該当する準耐火建築物又は法第二十七条第一項の規定に適合する特殊建築物の高さが三十一メートル以下の部分にあるものを除く。）の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを次の各号のいずれかに掲げる仕上げと、居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第一項第二号に掲げる仕上げとしなければならない。ただし、同表(イ)欄(二)項に掲げる用途に供する特殊建築物の高さが三十一メートル以下の部分については、この限りでない。

一・二 (略)

5 7 (略)

第五章の二の二 避難上の安全の検証

(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用)

第二百二十九条 建築物の階（物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあつては、屋上広場を含む。以下この条及び次条において同じ。）のうち、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られた建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物の階に限る。）又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第百十九条、第百二十条、第百二十三条第三項第一号、第二号、第十号（屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。）及び第十二号、第百二十四条第一項第二号、第百二十六

前条（第二項、第六項及び第七項並びに階段に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

2・3（略）

（避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用）

第二百二十九条の二 建築物のうち、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られたものに限る。）又は国土交通大臣の認定を受けたもの（次項において「全館避難安全性能確認建築物」という。）については、第十二条第六項、第十項から第十二項まで及び第十七項、第十九条、第二百九条、第二百二十三条第一項第一号及び第六号、第二項第二号並びに第三項第一号から第三号まで、第十号及び第十二号、第二百二十四条第一項、第二百二十五条第一項及び第三項、第二百二十六条の二、第二百二十六条の三並びに第二百二十八条の五（第二項、第六項及び第七項並びに階段に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

2・4（略）

（削除）

条の二、第二百二十六条の三並びに前条（第二項、第六項及び第七項並びに階段に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

2・3（略）

（避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用）

第二百二十九条の二 建築物のうち、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られたもの又は特定避難時間倒壊等防止建築物であるものに限る。）又は国土交通大臣の認定を受けたもの（次項において「全館避難安全性能確認建築物」という。）については、第十二条第五項、第九項及び第十二項、第十九条、第二百九条、第二百二十三条第一項第一号及び第六号、第二項第二号並びに第三項第一号から第三号まで、第十号及び第十二号、第二百二十四条第一項、第二百二十五条第一項及び第三項、第二百二十六条の二、第二百二十六条の三並びに第二百二十八条の五（第二項、第六項及び第七項並びに階段に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

2・4（略）

第五章の三 主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物

（主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の技術的基準等）

第二百二十九条の三 法第二十一条第一項の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 次に掲げる基準
- イ 地階を除く階数が三以下であること。
- ロ 主要構造部が準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、その構造が次に定める基準に適合す

るものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）であること。

(1) 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に定める時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

はり	床	柱	壁	
			外壁（耐力壁に限る。）	間仕切壁（耐力壁に限る。）
一時間	一時間	一時間	一時間	一時間

(2) 壁（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。）、床及び屋根の軒裏にあつては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

(3) 外壁（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。）にあつては、これに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

ハ 建築物の周囲（道に接する部分を除く。）に幅員が三メートル以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。）が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものにつ

第二百二十九条の二の三 法第二十条第一項第一号、第二号イ、第三号イ及び第四号イの政令で定める技術的基準のうち建築設備に係るものは、次のとおりとする。

一 建築物に設ける第二百二十九条の三第一項第一号又は第二号に掲げる昇降機にあつては、第二百二十九条の四及び第二百二十九条の五（これらの規定を第二百二十九条の十二第二項において準用する場合を含む。）、第二百二十九条の六第一号、第二百二十九条の八第一項並びに第二百二十九条の十二第一項第六号の規定（第二百二十九条の三第二項第一号に掲げる昇降機にあつては、第二百二十九条の六第一号の規定を除く。）に適合すること。

二・三 (略)

いは、この限りでない。

(1) 延べ面積が二百平方メートルを超えるものについては、床面積の合計二百平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二口に規定する防火設備で区画されていること。

(2) 外壁の開口部から当該開口部のある階の上階の開口部へ延焼するおそれがある場合においては、当該外壁の開口部の上部にひさしその他これに類するもので、その構造が、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間当該加熱面以外の面に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであるものが、防火上有効に設けられていること。

二 第四十六条第二項第一号イ及びロ並びに第一百五十五条の二第一項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる基準

2 法第二十一条第一項の政令で定める用途は、倉庫及び自動車車庫とする。

第二百二十九条の二の四 法第二十条第一項第一号、第二号イ、第三号イ及び第四号イの政令で定める技術的基準のうち建築設備に係るものは、次のとおりとする。

一 建築物に設ける第二百二十九条の三第一項第一号及び第二号に掲げる昇降機にあつては、第二百二十九条の四及び第二百二十九条の五（これらの規定を第二百二十九条の十二第二項において準用する場合を含む。）、第二百二十九条の六第一号、第二百二十九条の八第一項並びに第二百二十九条の十二第一項第六号の規定（第二百二十九条の三第二項第一号に掲げる昇降機にあつては、第二百二十九条の六第一号の規定を除く。）に適合すること。

二・三 (略)

(給水、排水その他の配管設備の設置及び構造)

第二百二十九条の二の四 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。

一〜六 (略)

七 給水管、配電管その他の管が、第一百十二条第十九項の準耐火構造の防火区画、第一百三十一条第一項の防火壁若しくは防火床、第一百四十一条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁(ハ)において「防火区画等」という。)を貫通する場合においては、これらの管の構造は、次のイからハまでのいずれかに適合するものとする。ただし、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中に於ける部分については、この限りでない。

イ・ロ (略)

ハ 防火区画等を貫通する管に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間(第一百十二条第一項若しくは第三項から第五項まで、同条第六項(同条第七項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第八項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合)、同条第九項(同条第七項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第八項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合)に限る。)若しくは同条第十七項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第一百三十一条第一項の防火壁若しくは防火床にあつては一時間、第一百四十一条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁にあつては四十五分間)防火区画等の加熱側の反対側に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。

八 (略)

(給水、排水その他の配管設備の設置及び構造)

第二百二十九条の二の五 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。

一〜六 (略)

七 給水管、配電管その他の管が、第一百十二条第十四項の準耐火構造の防火区画、第一百三十一条第一項の防火壁、第一百四十一条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁(以下この号において「防火区画等」という。)を貫通する場合においては、これらの管の構造は、次のイからハまでのいずれかに適合するものとする。ただし、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中に於ける部分については、この限りでない。

イ・ロ (略)

ハ 防火区画等を貫通する管に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間(第一百十二条第一項から第四項まで、同条第五項(同条第六項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第七項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。))、同条第八項(同条第六項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第七項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。))若しくは同条第十二項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第一百三十一条第一項の防火壁にあつては一時間、第一百四十一条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁にあつては四十五分間)防火区画等の加熱側の反対側に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。

八 (略)

2 建築物に設ける飲料水の配管設備（水道法第三条第九項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。）の設置及び構造は、前項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

一 飲料水の配管設備（これと給水系統を同じくする配管設備を含む。以下この項において同じ。）とその他の配管設備とは、直接連結させないこと。

二 水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部にあつては、これらの設備のあふれ面と水栓の開口部との垂直距離を適当に保つことその他の有効な水の逆流防止のための措置を講ずること。

3 (略)

第百二十九条の二の五・第百二十九条の二の六 (略)

(エレベーターの昇降路の構造)

第百二十九条の七 エレベーターの昇降路は、次に定める構造としなければならない。

一 昇降路外の人又は物が籠又は釣合おもりに触れるおそれのないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する壁又は囲い及び出入口（非常口を含む。以下この節において同じ。）の戸を設けること。

二 (略)

三 昇降路の出入口の戸には、籠がその戸の位置に停止していない場合において昇降路外の人又は物の昇降路内への落下を防止することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する施錠装置を設けること。

四 出入口の床先と籠の床先との水平距離は、四センチメートル以下とし、乗用エレベーター及び寝台用エレベーターにあつては、籠の床先と昇降路壁との水平距離は、十二・五センチメートル以下とす

2 建築物に設ける飲料水の配管設備（水道法第三条第九項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。）の設置及び構造は、前項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

一 飲料水の配管設備（これと給水系統を同じくする配管設備を含む。この号から第三号までにおいて同じ。）とその他の配管設備とは、直接連結させないこと。

二 水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部にあつては、これらの設備のあふれ面と水栓の開口部との垂直距離を適当に保つ等有効な水の逆流防止のための措置を講ずること。

3 (略)

第百二十九条の二の六・第百二十九条の二の七 (略)

(エレベーターの昇降路の構造)

第百二十九条の七 エレベーターの昇降路は、次に定める構造としなければならない。

一 昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する壁又は囲い及び出入口（非常口を含む。以下この節において同じ。）の戸を設けること。

二 (略)

三 昇降路の出入口の戸には、かごがその戸の位置に停止していない場合において昇降路外の人又は物の昇降路内への落下を防止することができるとして国土交通大臣が定める基準に適合する施錠装置を設けること。

四 出入口の床先とかごの床先との水平距離は、四センチメートル以下とし、乗用エレベーター及び寝台用エレベーターにあつては、かごの床先と昇降路壁との水平距離は、十二・五センチメートル以下

ること。

五 昇降路内には、次のいずれかに該当するものを除き、突出物を設けないこと。

イ レールブラケット又は横架材であつて、次に掲げる基準に適合するもの

(1) 地震時において主索その他の索が触れた場合においても、籠の昇降、籠の出入口の戸の開閉その他のエレベーターの機能に支障が生じないよう金網、鉄板その他これらに類するものが設置されていること。

(2) (略)

ロ 第二百二十九条の二の四第一項第三号ただし書の配管設備で同条の規定に適合するもの

ハ (略)

(非常用の昇降機の設置を要しない建築物)

第二百二十九条の十三の二 法第三十四条第二項の規定により政令で定める建築物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 高さ三十一メートルを超える部分の階数が四以下の主要構造部を耐火構造とした建築物で、当該部分が床面積の合計百平方メートル以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備でその構造が第一百十二条第十八項第一号イ、ロ及びニに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの（廊下に面する窓で開口面積が一平方メートル以内のものに設けられる法第二条第九号の二口に規定する防火設備を含む。）で区画されているもの

四 (略)

(用途地域の制限に適合しない建築物の増築等の許可に当たり意見の聴取等を要しない場合等)

とすること。

五 昇降路内には、次のいずれかに該当するものを除き、突出物を設けないこと。

イ レールブラケット又は横架材であつて、次に掲げる基準に適合するもの

(1) 地震時において主索その他の索が触れた場合においても、かごの昇降、かごの出入口の戸の開閉その他のエレベーターの機能に支障が生じないよう金網、鉄板その他これらに類するものが設置されていること。

(2) (略)

ロ 第二百二十九条の二の五第一項第三号ただし書の配管設備で同条の規定に適合するもの

ハ (略)

(非常用の昇降機の設置を要しない建築物)

第二百二十九条の十三の二 法第三十四条第二項の規定により政令で定める建築物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 高さ三十一メートルを超える部分の階数が四以下の主要構造部を耐火構造とした建築物で、当該部分が床面積の合計百平方メートル以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備でその構造が第一百十二条第十三項第一号イ、ロ及びニに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの（廊下に面する窓で開口面積が一平方メートル以内のものに設けられる法第二条第九号の二口に規定する防火設備を含む。）で区画されているもの

四 (略)

(用途地域の制限に適合しない建築物の増築等の許可に当たり意見の聴取等を要しない場合)

第三百三十条 法第四十八条第十六項第一号の政令で定める場合は、次に掲げる要件に該当する場合とする。

一 増築、改築又は移転が特例許可を受けた際における敷地内におけるものであること。

二 増築又は改築後の法第四十八条各項（第十五項から第十七項までを除く。次号において同じ。）の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、特例許可を受けた際におけるその部分の床面積の合計を超えないこと。

三 (略)

2 法第四十八条第十六項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 日用品の販売を主たる目的とする店舗で第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内にあるもの

二 共同給食調理場（二以上の学校（法別表第二(イ)項第四号に規定する学校に限る。）において給食を実施するために必要な施設をいう。）で第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域内にあるもの

三 自動車修理工場で第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域内にあるもの

（耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有する建築物等）

第三百三十五条の二十 法第五十三条第三項第一号イの政令で定める建築物は、次に掲げる要件に該当する建築物とする。

一 外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火設備が設けられていること。

二 壁、柱、床その他の建築物の部分及び前号の防火設備が第三百三十六条の二第一号ロに掲げる基準に適合し、かつ、法第六十一条に規

第三百三十条 法第四十八条第十五項の政令で定める場合は、次に掲げる要件に該当する場合とする。

一 増築、改築又は移転が法第四十八条各項（第十五項及び第十六項を除く。以下この条において同じ。）のただし書の規定による許可（以下この条において「特例許可」という。）を受けた際における敷地内におけるものであること。

二 増築又は改築後の法第四十八条各項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、特例許可を受けた際におけるその部分の床面積の合計を超えないこと。

三 (略)

（新設）

（新設）

定する構造方法を用いるもの又は同条の規定による認定を受けたものであること。

2 前項の規定は、法第五十三条第三項第一号口の政令で定める建築物について準用する。この場合において、前項第二号中「第三百三十六条の二第一号ロ」とあるのは、「第三百三十六条の二第二号ロ」と読み替えるものとする。

第三百三十五条の二十一～第三百三十五条の二十四 (略)

(防火地域又は準防火地域内の建築物の壁、柱、床その他の部分及び防火設備の性能に関する技術的基準)

第三百三十六条の二 法第六十一条の政令で定める技術的基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 防火地域内にある建築物で階数が三以上のもの若しくは延べ面積が百平方メートルを超えるもの又は準防火地域内にある建築物で階を除く階数が四以上のもの若しくは延べ面積が千五百平方メートルを超えるもの。次のイ又はロのいずれかに掲げる基準

第三百三十五条の二十～第三百三十五条の二十三 (略)

(地階を除く階数が三である建築物の技術的基準)

第三百三十六条の二 法第六十二条第一項の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一 隣地境界線又は当該建築物と同一敷地内の他の建築物(同一敷地内の建築物の延べ面積の合計が五百平方メートル以内である場合における当該他の建築物を除く。)との外壁間の中心線(以下この条において「隣地境界線等」という。)に面する外壁の開口部(防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものに面するものを除く。以下この条において同じ。)で当該隣地境界線等からの水平距離が一メートル以下のものについて、当該外壁の開口部に法第二条第九号の二に規定する防火設備でその構造が第十二条第十三項第一号イ、ロ及びニに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたもの又は法第二条第九号の二に規定する防火設備であるはめごろし戸が設けられていること。ただし、換気孔又は居室以外の室(かまど、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けた室を除く。)に設ける換気のための窓で、開口面積が各々〇・二平方メートル以内のものについては、この限りでない。

イ 主要構造部が第七七条各号又は第八八条の三第一項第一号イ及びロに掲げる基準に適合し、かつ、外壁開口部設備（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火設備をいう。以下この条において同じ。）が第九九条の二に規定する基準に適合するものであること。ただし、準防火地域内にある建築物で法第八十六条の四各号のいずれかに該当するものの外壁開口部設備については、この限りでない。

ロ 当該建築物の主要構造部、防火設備及び消火設備の構造に依じて算出した延焼防止時間（建築物が通常の火災による周囲への延焼を防止することができる時間をいう。以下この条において同じ。）が、当該建築物の主要構造部及び外壁開口部設備（以下このロ及び次号ロにおいて「主要構造部等」という。）がイに掲げる基準に適合すると仮定した場合における当該主要構造部等の構造に依じて算出した延焼防止時間以上であること。

二 防火地域内にある建築物のうち階数が二以下で延べ面積が百平方メートル以下のもの又は準防火地域内にある建築物のうち地階を除く階数が三で延べ面積が千五百平方メートル以下のもの若しくは地階を除く階数が二以下で延べ面積が五百平方メートルを超え千五百平方メートル以下のもの 次のイ又はロのいずれかに掲げる基準

イ 主要構造部が第七七条の二各号又は第九九条の三第一号若しくは第二号に掲げる基準に適合し、かつ、外壁開口部設備が前号イに掲げる基準（外壁開口部設備に係る部分に限る。）に適合するものであること。

ロ 当該建築物の主要構造部、防火設備及び消火設備の構造に依じて算出した延焼防止時間が、当該建築物の主要構造部等がイに掲げる基準に適合すると仮定した場合における当該主要構造部等の構造に依じて算出した延焼防止時間以上であること。

三 準防火地域内にある建築物のうち地階を除く階数が二以下で延べ面積が五百平方メートル以下のもの（木造建築物等に限る。） 次のイ又はロのいずれかに掲げる基準

二 隣地境界線等又は道路中心線に面する外壁の開口部で当該隣地境界線等又は道路中心線からの水平距離が五メートル以下のものについて、当該外壁の開口部の面積が当該隣地境界線等又は道路中心線からの水平距離に応じて国土交通大臣が延焼防止上必要があると認め定める基準に適合していること。

三 外壁が、防火構造であり、かつ、その構造が屋内側からの通常の火災時における炎及び火熱を有効に遮ることができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

イ 外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分が第八八条各号に掲げる基準に適合し、かつ、外壁開口部設備に建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、当該外壁開口部設備が加熱開始後二十分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）に火炎を出さないものであること。ただし、法第八十六条の四各号のいずれかに該当する建築物の外壁開口部設備については、この限りでない。

ロ 当該建築物の主要構造部、防火設備及び消火設備の構造に依じて算出した延焼防止時間が、当該建築物の外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分並びに外壁開口部設備（以下このロにおいて「特定外壁部分等」という。）がイに掲げる基準に適合すると仮定した場合における当該特定外壁部分等の構造に依じて算出した延焼防止時間以上であること。

四 準防火地域内にある建築物のうち地階を除く階数が二以下で延べ面積が五百平方メートル以下のもの（木造建築物等を除く。） 次イ又はロのいずれかに掲げる基準

イ 外壁開口部設備が前号イに掲げる基準（外壁開口部設備に係る部分に限る。）に適合するものであること。

ロ 当該建築物の主要構造部、防火設備及び消火設備の構造に依じて算出した延焼防止時間が、当該建築物の外壁開口部設備がイに掲げる基準に適合すると仮定した場合における当該外壁開口部設備の構造に依じて算出した延焼防止時間以上であること。

五 高さ二メートルを超える門又は扉で、防火地域内にある建築物に附属するもの又は準防火地域内にある木造建築物等に附属するもの延焼防止上支障のない構造であること。

（削除）

四 軒裏が防火構造であること。

五 主要構造部である柱及びはりその他国土交通大臣が指定する建築物の部分の構造が、通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

六 床（最下階の床を除く。）又はその直下の天井の構造が、それらの下方からの通常の火災時の加熱に対してそれらの上方への延焼を有効に防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

(削除)

(削除)

(防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の性能に関する技術的基準)

第三百三十六条の二の二 法第六十二条の政令で定める技術的基準は、次に掲げるもの(不燃性の物品を保管する倉庫その他これに類するものとして国土交通大臣が定める用途に供する建築物又は建築物の部分で、市街地における通常の火災による火の粉が屋内に到達した場合に建築物の火災が発生するおそれのないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものの屋根にあつては、第一号に掲げるもの)とする。

一・二 (略)

第三百三十六条の二の三 削除

(建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び高さの算定)

第三百三十六条の二の四 法第六十七条第六項に規定する建築物の防災都市計画施設に係る間口率の算定の基礎となる次の各号に掲げる長さの算定方法は、当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

2 法第六十七条第六項に規定する建築物の高さの算定については、建築物の防災都市計画施設に面する方向の鉛直投影の各部分(同項に規

七 屋根又はその直下の天井の構造が、それらの屋内側からの通常の火災時における炎及び火熱を有効に遮ることができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

八 三階の室の部分とそれ以外の部分とが間仕切壁又は戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。)で区画されていること。

(防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の性能に関する技術的基準)

第三百三十六条の二の二 法第六十三条の政令で定める技術的基準は、次の各号(不燃性の物品を保管する倉庫その他これに類するものとして国土交通大臣が定める用途に供する建築物又は建築物の部分で、市街地における通常の火災による火の粉が屋内に到達した場合に建築物の火災が発生するおそれのないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものの屋根にあつては、第一号)に掲げるものとする。

一・二 (略)

(準遮炎性能に関する技術的基準)

第三百三十六条の二の三 法第六十四条の政令で定める技術的基準は、防火設備に建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)に火炎を出さないものであることとする。

(建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び高さの算定)

第三百三十六条の二の四 法第六十七条の三第六項に規定する建築物の防災都市計画施設に係る間口率の算定の基礎となる次の各号に掲げる長さの算定方法は、当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

2 法第六十七条の三第六項に規定する建築物の高さの算定については、建築物の防災都市計画施設に面する方向の鉛直投影の各部分(同項

定する建築物の防災都市計画施設に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。)の防災都市計画施設と敷地との境界線からの高さによる。

(地区計画等の区域内において条例で定める制限)

第三百三十六条の二の五 法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例による制限は、次の各号に掲げる事項で地区計画等の内容として定められたものについて、それぞれ当該各号に適合するものでなければならぬ。

一〇十一 (略)

十二 建築物の構造に関する防火上必要な制限 次に掲げるものであること。

イ 特定建築物地区整備計画の区域内に存する建築物に関して、次の(1)及び(2)に掲げる構造としなければならないとされるものであること。

(1) 耐火建築物等(法第五十三条第三項第一号イに規定する耐火建築物等をいう。ロにおいて同じ。)又は準耐火建築物等(同号ロに規定する準耐火建築物等をいう。ロにおいて同じ。)であること。

(2) その敷地が特定地区防災施設に接する建築物(特定地区防災施設に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。)の当該特定地区防災施設の当該敷地との境界線からの高さ(次項において「特定地区防災施設からの高さ」という。)が五メートル未満の範囲は、空隙のない壁が設けられていることその他の防火上有効な構造であること。

ロ 防災街区整備地区整備計画の区域内に存する建築物に関して、

に規定する建築物の防災都市計画施設に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。)の防災都市計画施設と敷地との境界線からの高さによる。

(地区計画等の区域内において条例で定める制限)

第三百三十六条の二の五 法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例による制限は、次の各号に掲げる事項で地区計画等の内容として定められたものについて、それぞれ当該各号に適合するものでなければならぬ。

一〇十一 (略)

十二 建築物の構造に関する防火上必要な制限 次に掲げるものであること。

イ 特定建築物地区整備計画の区域内に存する建築物に関して、次の(1)及び(2)に掲げる構造としなければならないとされるものであること。

(1) 耐火建築物又は準耐火建築物であること。

(2) その敷地が特定地区防災施設に接する建築物(特定地区防災施設に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。)の当該特定地区防災施設の当該敷地との境界線からの高さ(次項において「特定地区防災施設からの高さ」という。)が五メートル未満の範囲は、空隙のない壁が設けられる等防火上有効な構造であること。

ロ 防災街区整備地区整備計画の区域内に存する建築物に関して、

(1)に掲げる構造としなければならぬとされるものであること又は耐火建築物等及び準耐火建築物等以外の建築物については(2)及び(3)に掲げる構造としなければならぬとされるものであること。

(1) 耐火建築物等又は準耐火建築物等であること。

(2)・(3) (略)

十三 (略)

十四 建築物の構造に関する遮音上必要な制限 その敷地が沿道整備道路に接する建築物（沿道整備道路に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。）の沿道整備道路の路面の中心からの高さが五メートル未満の範囲は、空隙のない壁が設けられたものとする。その他の遮音上有効な構造としなければならぬとされるものであること。

十五 建築物の構造に関する防音上必要な制限 学校、病院、診療所、住宅、寄宿舎、下宿その他の静穏を必要とする建築物で、道路交通騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、防音上有効な構造とする必要があるものの居室及び居室との間に区画となる間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）がなく当該居室と一体とみなされる建築物の部分の窓、出入口、排気口、給気口、排気筒、給気筒、屋根及び壁で、直接外気に接するものに関して、次のイからハまでに掲げる構造としなければならぬとされるものであること。

イ (略)

ロ 排気口、給気口、排気筒及び給気筒は、開閉装置を設けること。その他の防音上効果のある措置を講じたものであること。

ハ (略)

2
12 (略)

(型式適合認定の対象とする建築物の部分及び一連の規定)

第三百三十六条の二の十一 法第六十八条の十第一項に規定する政令で定

次の(1)に掲げる構造としなければならぬとされるものであること又は耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物については次の(2)及び(3)に掲げる構造としなければならぬとされるものであること。

(1) 耐火建築物又は準耐火建築物であること。

(2)・(3) (略)

十三 (略)

十四 建築物の構造に関する遮音上必要な制限 その敷地が沿道整備道路に接する建築物（沿道整備道路に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。）の沿道整備道路の路面の中心からの高さが五メートル未満の範囲を空隙のない壁が設けられたものとする。等遮音上有効な構造としなければならぬとされるものであること。

十五 建築物の構造に関する防音上必要な制限 学校、病院、診療所、住宅、寄宿舎、下宿その他の静穏を必要とする建築物で、道路交通騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、防音上有効な構造とする必要があるものの居室及び居室との間に区画となる間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）がなく当該居室と一体とみなされる建築物の部分の窓、出入口、排気口、給気口、排気筒、給気筒、屋根及び壁で、直接外気に接するものに関して、次のイからハまでに掲げる構造としなければならぬとされるものであること。

イ (略)

ロ 排気口、給気口、排気筒及び給気筒は、開閉装置を設ける等防音上効果のある措置を講じたものであること。

ハ (略)

2
12 (略)

(型式適合認定の対象とする建築物の部分及び一連の規定)

第三百三十六条の二の十一 法第六十八条の十第一項に規定する政令で定

める建築物の部分は、次の各号に掲げる建築物の部分とし、同項に規定する政令で定める一連の規定は、それぞれ当該各号に定める規定とする。

一 建築物の部分で、門、塀、改良便槽、尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外のもの 次のいずれかに掲げる規定

イ 次に掲げる全ての規定

(1) 法第二十条（第一項第一号後段、第二号イ後段及び第三号イ後段に係る部分に限る。）、法第二十一条から法第二十三条まで、法第二十五条から法第二十七条まで、法第二十八条の二（第三号を除く。）、法第二十九条、法第三十条、法第三十五条の二、法第三十五条の三、法第三十七条、法第三章第五節（法第六十一条中門及び塀に係る部分、法第六十四条並びに法第六十六条を除く。）、法第六十七条第一項（門及び塀に係る部分を除く。）及び法第八十四条の二の規定

(2) 第二章（第一節、第一節の二、第二十条の八及び第四節を除く。）、第三章（第五十二条第一項、第六十一条、第六十二条の八、第七十四条第二項、第七十五条、第七十六条及び第八十条の三を除き、第八十条の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）、第四章（第一百五十五条を除く。）、第五章（第三節、第四節及び第六節を除く。）、第五章の二、第五章の三、第七章の二及び第七章の九の規定

ロ 次に掲げる全ての規定

(1) (略)

(2) イ(2)に掲げる規定並びに第二章第一節の二、第二十条の八、第二十八条から第三十条まで、第一百五十五条、第五章第三節及び第四節並びに第五章の四（第二百二十九条の二の四第三項第三号

める建築物の部分は、次の各号に掲げる建築物の部分とし、同項に規定する政令で定める一連の規定は、それぞれ当該各号に定める規定とする。

一 建築物の部分で、門、塀、改良便槽、尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外のもの 次のいずれかに掲げる規定

イ 次に掲げる全ての規定

(1) 法第二十条（第一項第一号後段、第二号イ後段及び第三号イ後段に係る部分に限る。）、法第二十一条から法第二十三条まで、法第二十五条から法第二十七条まで、法第二十八条の二（第三号を除く。）、法第二十九条、法第三十条、法第三十五条の二、法第三十五条の三、法第三十七条、法第三章第五節（法第六十一条及び法第六十二条中門及び塀に係る部分、法第六十六条並びに法第六十七条の二を除く。）、法第六十七条の三第一項（門及び塀に係る部分を除く。）及び法第八十四条の二の規定

(2) 第二章（第一節、第一節の二、第二十条の八及び第四節を除く。）、第三章（第五十二条第一項、第六十一条、第六十二条の八、第七十四条第二項、第七十五条、第七十六条及び第八十条の三を除き、第八十条の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）、第四章（第一百五十五条を除く。）、第五章（第三節、第四節及び第六節を除く。）、第五章の二から第五章の三まで、第七章の二及び第七章の九の規定

ロ 次に掲げる全ての規定

(1) (略)

(2) イ(2)に掲げる規定並びに第二章第一節の二、第二十条の八、第二十八条から第三十条まで、第一百五十五条、第五章第三節及び第四節並びに第五章の四（第二百二十九条の二の五第三項第三号

を除き、第二百二十九条の二の三第二号及び第二百二十九条の二の四第二項第六号にあつては国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定

二 次の表の建築物の部分の欄の各項に掲げる建築物の部分 同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定（これらの規定中建築物の部分の構造に係る部分に限る。）

		(一)	建築物の部分	一連の規定
		(二)	防火設備	イ 法第二条第九号の二口、法第二十七条第一項、法第二十八条の二（第三号を除く。）及び法第三十七条の規定 ロ 第九十九条第一項、第九十九条の二、第一百条の三、第一百十二条第一項、第十一項ただし書、第十八項及び第二十項、第一百四十五条第五項、第三十六条の二第三号イ並びに第三百三十七条の十第四号の規定
	(三)	(略)	（略）	（略）
	(四)	（略）	（略）	（略）
	合併処理浄化槽	イ 法第二十八条の二（第三号を除く。）及び法第三十七条の規定 ロ 第三十二条、第三十五条第一項及び第二百二十	（略）	（略）

を除き、第二百二十九条の二の四第二号及び第二百二十九条の二の五第二項第六号にあつては国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定

二 次の表の建築物の部分の欄の各項に掲げる建築物の部分 同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定（これらの規定中建築物の部分の構造に係る部分に限る。）

		(一)	建築物の部分	一連の規定
		(二)	防火設備	イ 法第二条第九号の二口、法第二十七条第一項、法第二十八条の二（第三号を除く。）、法第三十七条及び法第六十四条の規定 ロ 第九十九条第一項、第九十九条の二、第一百条の三、第一百十二条第一項、第十三項及び第十五項、第一百四十五条第五項並びに第三百三十六条の二の三の規定
	(三)	(略)	（略）	（略）
	(四)	（略）	（略）	（略）
	合併処理浄化槽	イ 法第二十八条の二（第三号を除く。）及び法第三十七条の規定 ロ 第三十二条及び第二百二十九条の二の四第二号（国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定	（略）	（略）

第百三十七条 (基準時) この章において「基準時」とは、法第三条第二項（法第

(十) § (八)	(七)	(六)	(五)	
(略)	備 冷却塔設	給水タンク又は貯水タンク	(略)	
(略)	イ 法第二十八条の二（第三号を除く。）及び法第三十七条の規定 ロ 第百二十九条の二の三第二号（国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）及び第百二十九条の二の六（第二号を除く。）の規定	イ 法第二十八条の二（第三号を除く。）及び法第三十七条の規定 ロ 第百二十九条の二の三第二号（国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）並びに第百二十九条の二の四第一項第四号及び第五号並びに第二項第二号、第三号、第五号及び第六号（国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定	(略)	九条の二の三第二号（国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定

第百三十七条 (基準時) この章において「基準時」とは、法第三条第二項（法第

(十) § (八)	(七)	(六)	(五)	
(略)	備 冷却塔設	給水タンク又は貯水タンク	(略)	
(略)	イ 法第二十八条の二（第三号を除く。）及び法第三十七条の規定 ロ 第百二十九条の二の四第二号（国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）及び第百二十九条の二の七（第二号を除く。）の規定	イ 法第二十八条の二（第三号を除く。）及び法第三十七条の規定 ロ 第百二十九条の二の四第二号（国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）並びに第百二十九条の二の五第一項第四号及び第五号並びに第二項第二号、第三号、第五号及び第六号（国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定	(略)	九条の二の四第二号（国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定

八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、第三百三十七条の八、第三百三十七条の九及び第三百三十七条の十二第二項において同じ。）の規定により法第二十条、法第二十六条、法第二十七条、法第二十八条の二、法第三十条、法第三十四条第二項、法第四十七条、法第四十八条第一項から第十四項まで、法第五十一条、法第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三条第一項若しくは第二項、法第五十四条第一項、法第五十五条第一項、法第五十六条第一項、法第五十六条の二第一項、法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一項、法第五十八条、法第五十九条第一項若しくは第二項、法第六十条第一項若しくは第二項、法第六十条の二第一項若しくは第二項、法第六十条の三第一項若しくは第二項、法第六十一条、法第六十二条第一項若しくは第二項若しくは第五項から第七項まで又は法第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について、法第三条第二項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとし、法第四十八条第一項から第十四項までの各項の規定は同一の規定とみなす。）の適用を受けない期間の始期をいう。

（構造耐力関係）

第三百三十七条の二 法第三条第二項の規定により法第二十条の規定の適用を受けない建築物（法第八十六条の七第二項の規定により法第二十条の規定の適用を受けない部分を除く。第三百三十七条の十二第一項において同じ。）について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号に掲げる範囲とし、同項の政令で定める基準は、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- 一 増築又は改築の全て（次号及び第三号に掲げる範囲を除く。）増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに適合するものであること。

八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、第三百三十七条の八、第三百三十七条の九及び第三百三十七条の十二第二項において同じ。）の規定により法第二十条、法第二十六条、法第二十七条、法第二十八条の二、法第三十条、法第三十四条第二項、法第四十七条、法第四十八条第一項から第十四項まで、法第五十一条、法第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三条第一項若しくは第二項、法第五十四条第一項、法第五十五条第一項、法第五十六条第一項、法第五十六条の二第一項、法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一項、法第五十八条、法第五十九条第一項若しくは第二項、法第六十条第一項若しくは第二項、法第六十条の二第一項若しくは第二項、法第六十条の三第一項若しくは第二項、法第六十一条、法第六十二条第一項、法第六十二条の三第一項若しくは第五項から第七項まで又は法第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について、法第三条第二項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとし、法第四十八条第一項から第十四項までの各項の規定又は法第六十一条と法第六十二条第一項の規定は、それぞれ同一の規定とみなす。）の適用を受けない期間の始期をいう。

（構造耐力関係）

第三百三十七条の二 法第三条第二項の規定により法第二十条の規定の適用を受けない建築物（法第八十六条の七第二項の規定により法第二十条の規定の適用を受けない部分を除く。第三百三十七条の十二第一項において同じ。）について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号に掲げる範囲とし、同項の政令で定める基準は、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- 一 増築又は改築の全て（次号及び第三号に掲げる範囲を除く。）増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに適合するものであること。

イ 次に掲げる基準に適合すること。

(1) (略)

(2) 増築又は改築に係る部分が第三章第一節から第七節の二まで及び第二百二十九条の二の三の規定並びに法第四十条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。

(3) (略)

ロ 次に掲げる基準に適合すること。

(1) (略)

(2) 増築又は改築に係る部分が第三章及び第二百二十九条の二の三の規定並びに法第四十条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。

(3) (略)

二 (略)

三 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の二十分の一(五十平方メートルを超える場合にあつては、五十平方メートル)を超えないこと。増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに適合すること。

イ 次に掲げる基準に適合すること。

(1) 増築又は改築に係る部分が第三章及び第二百二十九条の二の三の規定並びに法第四十条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。

(2) (略)

ロ (略)

(防火壁及び防火床関係)

第三百三十七条の三 (略)

(防火地域及び特定防災街区整備地区関係)

第三百三十七条の十 法第三条第二項の規定により法第六十一条(防火地

イ 次に掲げる基準に適合すること。

(1) (略)

(2) 増築又は改築に係る部分が第三章第一節から第七節の二まで及び第二百二十九条の二の四の規定並びに法第四十条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。

(3) (略)

ロ 次に掲げる基準に適合すること。

(1) (略)

(2) 増築又は改築に係る部分が第三章及び第二百二十九条の二の四の規定並びに法第四十条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。

(3) (略)

二 (略)

三 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の二十分の一(五十平方メートルを超える場合にあつては、五十平方メートル)を超えないこと。増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに適合すること。

イ 次に掲げる基準に適合すること。

(1) 増築又は改築に係る部分が第三章及び第二百二十九条の二の四の規定並びに法第四十条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。

(2) (略)

ロ (略)

(防火壁関係)

第三百三十七条の三 (略)

(防火地域及び特定防災街区整備地区関係)

第三百三十七条の十 法第三条第二項の規定により法第六十一条又は法第

域内にある建築物に係る部分に限る。又は法第六十七條第一項の規定の適用を受けない建築物（木造の建築物にあつては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。）について法第八十六條の七第一項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

一 三 (略)

四 増築又は改築に係る部分の外壁の開口部（法第八十六條の四各号のいずれかに該当する建築物の外壁の開口部を除く。以下同じ。）で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備（第九九條に規定する防火設備であつて、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。）を設けること。

五 増築又は改築に係る部分以外の部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備が設けられていること。

（準防火地域関係）

第三十七條の十一 法第三條第二項の規定により法第六十一條（準防火地域内にある建築物に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物（木造の建築物にあつては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。）について法第八十六條の七第一項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

一 三 (略)

四 増築又は改築に係る部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備を設けること。

五 増築又は改築に係る部分以外の部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備が設けられていること。

（大規模の修繕又は大規模の様替）

第六十七條の三第一項の規定の適用を受けない建築物（木造の建築物にあつては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。）について法第八十六條の七第一項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

一 三 (略)

（新設）

（新設）

（準防火地域関係）

第三十七條の十一 法第三條第二項の規定により法第六十二條第一項の規定の適用を受けない建築物（木造の建築物にあつては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。）について法第八十六條の七第一項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

一 三 (略)

（新設）

（新設）

（大規模の修繕又は大規模の様替）

第百三十七條の十二（略）

2 法第三條第二項の規定により法第二十六條、法第二十七條、法第三十條、法第三十四條第二項、法第四十七條、法第五十一條、法第五十二條第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三條第一項若しくは第二項、法第五十四條第一項、法第五十五條第一項、法第五十六條第一項、法第五十六條の二第一項、法第五十七條の四第一項、法第五十七條の五第一項、法第五十八條、法第五十九條第一項若しくは第二項、法第六十條第一項若しくは第二項、法第六十條の二第一項若しくは第二項、法第六十條の三第一項若しくは第二項、法第六十七條第一項若しくは第五項から第七項まで又は法第六十八條第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について法第八十六條の七第一項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの修繕又は模様替の全ととする。

3・4（略）

5 法第三條第二項の規定により法第六十一條の規定の適用を受けない建築物について法第八十六條の七第一項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕及び大規模の模様替については、次に定めるところによる。

- 一 大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備を設けること。
- 二 大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分以外の部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備が設けられていること。

（独立部分）

第百三十七條の十四 法第八十六條の七第二項（法第八十八條第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める部分は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。

一・二（略）

第百三十七條の十二（略）

2 法第三條第二項の規定により法第二十六條、法第二十七條、法第三十條、法第三十四條第二項、法第四十七條、法第五十一條、法第五十二條第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三條第一項若しくは第二項、法第五十四條第一項、法第五十五條第一項、法第五十六條第一項、法第五十六條の二第一項、法第五十七條の四第一項、法第五十七條の五第一項、法第五十八條、法第五十九條第一項若しくは第二項、法第六十條第一項若しくは第二項、法第六十條の二第一項若しくは第二項、法第六十條の三第一項若しくは第二項、法第六十一條、法第六十二條第一項、法第六十七條の三第一項若しくは第五項から第七項まで又は法第六十八條第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について法第八十六條の七第一項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの修繕又は模様替の全ととする。

3・4（略）

（新設）

第百三十七條の十四 法第八十六條の七第二項（法第八十八條第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める部分は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。

一・二（略）

（独立部分）

三 法第三十五条（第五章第三節（第二百二十六条の二第二項を除く。）に規定する技術的基準に係る部分に限る。）に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分建築物が次のいずれかに該当するもので区画されている場合における当該区画された部分

イ（略）

ロ 法第二条第九号の二ロに規定する防火設備でその構造が第一百十二条第十八項第一号イ及びロ並びに第二号ロに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

（維持保全に関する準則の作成等を要する昇降機等）

第三百三十八条の三 法第八十八条第一項において準用する法第八十二条第二項第一号の政令で定める昇降機等、法第八十八条第一項において準用する法第十二条第一項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める昇降機等及び法第八十八条第一項において準用する法第十二条第三項の政令で定める昇降機等は、第三百三十八条第二項各号に掲げるものとする。

（道路内に建築することができる建築物に関する基準等）

第四百四十五条 法第四十四条第一項第三号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一（略）

二 耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもので道路と区画されていること。

イ 第一百十二条第十八項第一号イ及びロ並びに第二号ロに掲げる要件を満たしていること。

ロ（略）

三 法第三十五条（第五章第三節（第二百二十六条の二第二項を除く。）に規定する技術的基準に係る部分に限る。）に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分建築物が次のいずれかに該当するもので区画されている場合における当該区画された部分

イ（略）

ロ 法第二条第九号の二ロに規定する防火設備でその構造が第一百十二条第十三項第一号イ及びロ並びに第二号ロに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

（定期報告を要する昇降機等）

第三百三十八条の三 法第八十八条第一項において準用する法第十二条第一項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める昇降機等及び法第八十八条第一項において準用する法第十二条第三項の政令で定める昇降機等は、第三百三十八条第二項各号に掲げるものとする。

（道路内に建築することができる建築物に関する基準等）

第四百四十五条 法第四十四条第一項第三号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一（略）

二 耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもので道路と区画されていること。

イ 第一百十二条第十三項第一号イ及びロ並びに第二号ロに掲げる要件を満たしていること。

ロ（略）

三 (略)

2・3 (略)

(確認等を要する建築設備)

第四百六十六条 法第八十七条の四(法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)の規定により政令で指定する建築設備は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

2 (略)

(仮設建築物等に対する制限の緩和)

第四百四十七条 法第八十五条第二項、第五項又は第六項に規定する仮設建築物(高さが六十メートル以下のものに限る。)については、第十二条、第二十八条から第三十条まで、第三十七条、第四十六条、第四十九条、第六十七条、第七十条、第三章第八節、第一百二十二条、第一百四十四条、第五章の二、第二百二十九条の三(屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものに係る部分に限る。)、第二百二十九条の三の二及び第二百二十九条の三の三の規定は適用せず、法第八十五条第二項に規定する仮設建築物については、第四十一条から第四十三条まで、第四十八条及び第五章の規定は適用しない。

2 災害があつた場合において建築物の用途を変更して法第八十七条の

三第二項に規定する公益的建築物として使用するときにおける当該公益的建築物(以下この項において単に「公益的建築物」という。)、

建築物の用途を変更して同条第五項に規定する興行場等とする場合における当該興行場等及び建築物の用途を変更して同条第六項に規定する特別興行場等とする場合における当該特別興行場等(いずれも高さが六十メートル以下のものに限る。)については、第二十二条、第二十八条から第三十条まで、第四十六条、第四十九条、第一百二十二条、第一百四十四条、第五章の二、第二百二十九条の三の二及び第二百二十九条の三の三の規定は適用せず、公益的建築物については、第四十一条か

三 (略)

2・3 (略)

(確認等を要する建築設備)

第四百六十六条 法第八十七条の二(法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)の規定により政令で指定する建築設備は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

2 (略)

(仮設建築物等に対する制限の緩和)

第四百四十七条 法第八十五条第二項、第五項又は第六項に規定する仮設建築物(高さが六十メートル以下のものに限る。)については、第十二条、第二十八条から第三十条まで、第三十七条、第四十六条、第四十九条、第六十七条、第七十条、第三章第八節、第一百二十二条、第一百四十四条、第五章の二、第二百二十九条の四(屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものに係る部分に限る。)、第二百二十九条の三の二及び第二百二十九条の三の三の規定は適用せず、法第八十五条第二項に規定する仮設建築物については、第四十一条から第四十三条まで、第四十八条及び第五章の規定は適用しない。

(新設)

ら第四十三条まで及び第五章の規定は適用しない。

3・4 (略)

5| 第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第三号又は第四号に掲げる工作物（高さが六十メートル以下のものに限る。）でその存続期間が二年以内のものについては、第四百四十一条第二項において準用する第三百三十九条第一項第四号、第四百四十一条第三項（第三十七条、第三十八条第六項及び第七十条の規定の準用に関する部分に限る。）、及び第四百四十一条第四項（第三十七条、第三十八条第六項、第六十七号及び第七十条の規定の準用に関する部分に限る。）の規定は、適用しない。

（工事中における安全上の措置等に関する計画の届出を要する建築物

第四百四十七条の二 法第九十条の三（法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

（市町村の建築主事等の特例）

第四百四十八条 (略)

2 法第九十七条の二第四項の政令で定める事務は、次に掲げる事務（建築審査会が置かれていない市町村の長にあつては、第一号及び第三号に掲げる事務）とする。

一 法第六条の二第六項及び第七項（これらの規定を法第八十八条第三項において準用する場合を含む。）、法第七条の二第七項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第七条の四第七項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第九号（法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。）、法第九号の二（法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。）、法第九号の三（法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十

2・3 (略)

4| 第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第三号及び第四号に掲げる工作物（高さが六十メートル以下のものに限る。）でその存続期間が二年以内のものについては、第四百四十一条第二項において準用する第三百三十九条第一項第四号、第四百四十一条第三項（第三十七条、第三十八条第六項及び第七十条の規定の準用に関する部分に限る。）、及び第四百四十一条第四項（第三十七条、第三十八条第六項、第六十七号及び第七十条の規定の準用に関する部分に限る。）の規定は、適用しない。

（工事中における安全上の措置等に関する計画の届出を要する建築物

第四百四十七条の二 法第九十条の三（法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

（市町村の建築主事等の特例）

第四百四十八条 (略)

2 法第九十七条の二第四項の政令で定める事務は、次に掲げる事務（建築審査会が置かれていない市町村の長にあつては、第一号及び第三号に掲げる事務）とする。

一 法第六条の二第六項及び第七項（これらの規定を法第八十八条第三項において準用する場合を含む。）、法第七条の二第七項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第七条の四第七項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第九号（法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。）、法第九号の二（法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。）、法第九号の三（法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十

条第三項において準用する場合を含む。）、法第九条の四（法第八十八條第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、法第十條（法第八十八條第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、法第十一條第一項（法第八十八條第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、法第十二條（法第八十八條第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、法第十八條第二十五項（法第八十八條第一項及び第三項並びに法第九十條第三項において準用する場合を含む。）、法第四十三條第二項第一号、法第八十五條第三項及び第五項、法第八十六條第一項、第二項及び第八項（同条第一項又は第二項の規定による認定に係る部分に限る。）、法第八十六條の二第一項及び第六項（同条第一項の規定による認定に係る部分に限る。）、法第八十六條の五第二項及び第四項（同条第二項の規定による認定の取消しに係る部分に限る。）、法第八十六條の六、法第八十六條の八（第二項を除き、法第八十七條の二第二項において準用する場合を含む。）、法第八十七條の二第一項、法第八十七條の三第三項及び第五項並びに法第九十三條の二に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務のうち、前項各号に掲げる建築物又は工作物に係る事務

- 二 法第四十三條第二項第二号、法第四十四條第一項第二号、法第五十二條第十四項（同項第二号に該当する場合に限る。）、法第五十三條第六項、法第五十三條の二第一項、法第六十七條第三項第二号、法第六十八條第三項第二号及び法第六十八條の七第五項に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務のうち、前項各号に掲げる建築物又は工作物に係る事務
 - 三・四 (略)
 - 3 (略)
- (特別区の特例)
第百四十九條 (略)
- 2 法第九十七條の三第三項に規定する都道府県知事たる特定行政庁の

条第三項において準用する場合を含む。）、法第十條（法第八十八條第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、法第十一條第一項（法第八十八條第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、法第十二條（法第八十八條第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、法第十八條第二十五項（法第八十八條第一項及び第三項並びに法第九十條第三項において準用する場合を含む。）、法第四十三條第二項第一号、法第八十五條第三項、法第八十六條第一項、第二項及び第八項（同条第一項又は第二項の規定による認定に係る部分に限る。）、法第八十六條の二第一項及び第六項（同条第一項の規定による認定に係る部分に限る。）、法第八十六條の五第二項及び第四項（同条第二項の規定による認定の取消しに係る部分に限る。）、法第八十六條の六、法第八十六條の八（第二項を除く。）並びに法第九十三條の二に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務のうち、前項各号に掲げる建築物又は工作物に係る事務

- 二 法第四十三條第二項第二号、法第四十四條第一項第二号、法第五十二條第十四項（同項第二号に該当する場合に限る。）、法第五十三條第五項、法第五十三條の二第一項、法第六十七條の三第三項第二号、法第六十八條第三項第二号及び法第六十八條の七第五項に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務のうち、前項各号に掲げる建築物又は工作物に係る事務
 - 三・四 (略)
 - 3 (略)
- (特別区の特例)
第百四十九條 (略)
- 2 法第九十七條の三第三項に規定する都道府県知事たる特定行政庁の

権限に属する事務で政令で定めるものは、前項各号に掲げる建築物、工作物又は建築設備に係る事務以外の事務であつて法の規定により都知事たる特定行政庁の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事務以外の事務とする。

- 一 市町村都市計画審議会が置かれていない特別区の長 法第七条の三（法第八十七条の四及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）、法第二十二条、法第四十二条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、法第五十一条、法第五十二条第一項、第二項及び第八項、法第五十三条第一項、法第五十六条第一項、法第五十七条の二第三項及び第四項、法第五十七条の三第二項及び第三項、法第八十四条、法第八十五条第一項並びに法別表第三に規定する事務

3

(略)

権限に属する事務で政令で定めるものは、前項各号に掲げる建築物、工作物又は建築設備に係る事務以外の事務であつて法の規定により都知事たる特定行政庁の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事務以外の事務とする。

- 一 市町村都市計画審議会が置かれていない特別区の長 法第七条の三（法第八十七条の二及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、法第二十二条、法第四十二条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、法第五十一条、法第五十二条第一項、第二項及び第八項、法第五十三条第一項、法第五十六条第一項、法第五十七条の二第三項及び第四項、法第五十七条の三第二項及び第三項、法第八十四条、法第八十五条第一項並びに法別表第三に規定する事務

3

(略)

改正案	現行
<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分） 第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第二項第二号、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書及び第十四項ただし書、第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、第五十三条第四項、第五項及び第六項第三号、第五十三条の二第二項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第二項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第二項、第六十条の三第二項ただし書、第六十七条第三項第二号、第六十八条第一項第二号及び第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の三第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第四十三条第二項第一号、第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第二項並びに第八十六条の八第一項及び第三項の規定による認定、同法第五十七条の二第三項の規定による指定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分</p>	<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分） 第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第二項第二号、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書及び第十四項ただし書、第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、第五十三条第四項及び第五項第三号、第五十三条の二第二項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第二項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十条の三第二項ただし書、第六十七条の三第三項第二号、第六十八条第一項第二号及び第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の三第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第四十三条第二項第一号、第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第二項並びに第八十六条の八第一項及び第三項の規定による認定、同法第五十七条の二第三項の規定による指定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分</p>

三〇二十八 (略)

(法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限)

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定(これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。)に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法(昭和四十三年法律第百一号)第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限(同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。)で当該宅地又は建物に係るものとする。

一 (略)

二 建築基準法第三十九条第二項、第四十三条、第四十三条の二、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条第一項から第十四項まで(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第四十九条(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第四十九条の二(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第五十条(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第五十二条第一項から第十四項まで、第五十三条第一項から第八項まで、第五十三条の二第一項から第三項まで、第五十四条、第五十五条第一項から第三項まで、第五十六条、第五十六条の二、第五十七条の二第三項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五、第五十八条、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項及び第二項、第六十条の二第一項、第二項、第三項(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、及び第六項、第六十条の三第一項、第二項及び第三項(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第六十一条、第六十七条第一項及び第三項から第七項まで、第六十八条第一項から第四項まで、第六十八条の二第一項及び第五項(これら

三〇二十八 (略)

(法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限)

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定(これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。)に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法(昭和四十三年法律第百一号)第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限(同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。)で当該宅地又は建物に係るものとする。

一 (略)

二 建築基準法第三十九条第二項、第四十三条、第四十三条の二、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条第一項から第十四項まで(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第四十九条(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第四十九条の二(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第五十条(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第五十二条第一項から第十四項まで、第五十三条第一項から第六項まで、第五十三条の二第一項から第三項まで、第五十四条、第五十五条第一項から第三項まで、第五十六条、第五十六条の二、第五十七条の二第三項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五、第五十八条、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項及び第二項、第六十条の二第一項、第二項、第三項(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、及び第六項、第六十条の三第一項、第二項及び第三項(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第六十一条、第六十二条、第六十七条の三第一項及び第三項から第七項まで、第六十八条第一項から第四項まで、第六十八条の二第一項及

の規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八条の九、第七十五条、第七十五条の二第五項、第七十六条の三第五項、第八十六条第一項から第四項まで、第八十六条の二第一項から第三項まで並びに第八十六条の八第一項及び第三項

三〇三十七 (略)
2・3 (略)

び第五項（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八条の九、第七十五条、第七十五条の二第五項、第七十六条の三第五項、第八十六条第一項から第四項まで、第八十六条の二第一項から第三項まで並びに第八十六条の八第一項及び第三項

三〇三十七 (略)
2・3 (略)

○ 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号及び第二十六号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条（同法第八十七条第一項、<u>第八十七条の四</u>、<u>第八十八条第一項から第三項まで</u>又は第九十条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>二 三十五（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号及び第二十六号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条（同法第八十七条第一項、<u>第八十七条の二</u>、<u>第八十八条第一項から第三項まで</u>又は第九十条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>二 三十五（略）</p>

○ 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあっては当該市（第十九号及び第二十二号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条（同法第八十七条第一項、第八十七条の四、第八十八条第一項から第三項まで又は第九十条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>三 三十二（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあっては当該市（第十九号及び第二十二号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条（同法第八十七条第一項、第八十七条の二、第八十八条第一項から第三項まで又は第九十条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>三 三十二（略）</p>

改正後	改正前
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第二号、第四号から第六号まで、第十二号、第十七号及び第十九号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条（同法第八十七條第一項、第八十七條の四、第八十八條第一項から第三項まで及び第九十條第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>三 三十七 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第二号、第四号から第六号まで、第十二号、第十七号及び第十九号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条（同法第八十七條第一項、第八十七條の二、第八十八條第一項から第三項まで及び第九十條第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>三 三十七 （略）</p>

○ 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第五十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条（同法第八十七条第一項、第八十七条の四、第八十八条第一項から第三項まで又は第九十条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>二 三十二（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第五十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条（同法第八十七条第一項、第八十七条の二、第八十八条第一項から第三項まで又は第九十条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>二 三十二（略）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>（他の法令の準用） 第二十五条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。 一～六 （略） 七 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条（同法第八十七条第一項、第八十七条の四、第八十八条第一項から第三項まで及び第九十条第三項において準用する場合を含む。） 八～六十三 （略） 2・3 （略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第二十五条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。 一～六 （略） 七 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条（同法第八十七条第一項、第八十七条の二、第八十八条第一項から第三項まで及び第九十条第三項において準用する場合を含む。） 八～六十三 （略） 2・3 （略）</p>

○ 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次<small>の</small>法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条（同法第八十七条第一項、第八十七条の四、第八十八条第一項から第三項まで及び第九十条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>二 二七 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次<small>の</small>法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条（同法第八十七条第一項、第八十七条の二、第八十八条第一項から第三項まで及び第九十条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>二 二七 （略）</p>

○ 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条（同法第八十七条第一項、第八十七条の四、第八十八条第一項から第三項まで又は第九十条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>七～四十三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条（同法第八十七条第一項、第八十七条の二、第八十八条第一項から第三項まで又は第九十条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>七～四十三 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条（同法第八十七条第一項、第八十七条の四、第八十八条第一項から第三項まで又は第九十条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>三 三十四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条（同法第八十七条第一項、第八十七条の二、第八十八条第一項から第三項まで又は第九十条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>三 三十四 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正後	改正前
<p>（法第三条の二第二号イ(1)の政令で定める安全上又は防火上支障がある建築物等）</p> <p>第一条の四 法第三条の二第二号イ(1)の安全上又は防火上支障がある建築物で政令で定めるものは、その敷地が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条の規定に適合しない建築物、同法第四十四条第一項の規定に適合しない建築物（同法第四十二条第一項第四号の道路に係るものを除く。）、同法第五十三条の規定に適合しない建築物（その建蔽率が十分の八を超えていないもの及び耐火建築物であるものを除く。）、同法第六十一条の規定に適合しない建築物（その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分（同法第二条第六号に規定する延焼のおそれのある部分をいう。）、を防火構造としたものを除く。）又は同法第六十二条の規定に適合しない建築物とする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（法第三条の二第二号イ(1)の政令で定める安全上又は防火上支障がある建築物等）</p> <p>第一条の四 法第三条の二第二号イ(1)の安全上又は防火上支障がある建築物で政令で定めるものは、その敷地が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条の規定に適合しない建築物、同法第四十四条第一項の規定に適合しない建築物（同法第四十二条第一項第四号の道路に係るものを除く。）、同法第五十三条の規定に適合しない建築物（その建ぺい率が十分の八を超えていないもの及び耐火建築物であるものを除く。）、同法第六十一条若しくは第六十二条の規定に適合しない建築物（その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分（同法第二条第六号に規定する延焼のおそれのある部分をいう。）、を防火構造としたものを除く。）又は同法第六十三条の規定に適合しない建築物とする。</p> <p>2・3 （略）</p>

改正後	改正前
<p>（基準時に関する経過措置）</p> <p>第九十六条 法の施行の際沖縄の建築基準法第三条第二項の規定により同立法第二十五条、第二十六条、第四十五条第一項から第四項まで、第四十六条、第五十七条又は第五十八条第一項の規定の適用を受けていない建築物で、法の施行後も引き続き建築基準法第三条第二項の規定により同法第二十六条、第二十七条若しくは第六十一条の規定又は第九十四条の規定によりその例によることとする改正法附則第十六項の規定によりなお効力を有する改正法による改正前の建築基準法第四十九条第一項から第四項まで若しくは第五十条の規定（これらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとし、第九十四条の規定によりその例によることとする改正法附則第十六項の規定によりなお効力を有する改正法による改正前の建築基準法第四十九条第一項から第四項までの各項の規定は同一の規定とみなす。）の適用を受けられないものに対する建築基準法施行令第三百三十七条の三、第三百三十七条の四、第三百三十七条の十若しくは第三百三十七条の十一の規定又は第九十四条の規定によりその例によることとする改正令附則第三項の規定によりなお効力を有する改正令による改正前の建築基準法施行令第三百三十七条の規定にかかわらず、沖縄の建築基準法第三条第二項の規定により引き続き同立法第二十五条、第二十六条、第四十五条第一項から第四項まで、第四十六条、第五十七条又は第五十八条第一項の規定（これらの規定が改正された場合において</p>	<p>（基準時に関する経過措置）</p> <p>第九十六条 法の施行の際沖縄の建築基準法第三条第二項の規定により同立法第二十五条、第二十六条、第四十五条第一項から第四項まで、第四十六条、第五十七条又は第五十八条第一項の規定の適用を受けていない建築物で、法の施行後も引き続き建築基準法第三条第二項の規定により同法第二十六条、第二十七条、第六十一条若しくは第六十二条第一項の規定又は第九十四条の規定によりその例によることとする改正法附則第十六項の規定によりなお効力を有する改正法による改正前の建築基準法第四十九条第一項から第四項まで若しくは第五十条の規定（これらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとし、建築基準法第六十一条と第六十二条第一項の規定又は第九十四条の規定によりその例によることとする改正法附則第十六項の規定によりなお効力を有する改正法による改正前の建築基準法第四十九条第一項から第四項までの各項の規定は、それぞれ同一の規定とみなす。）の適用を受けられないものに対する建築基準法施行令第三百三十七条の三、第三百三十七条の四、第三百三十七条の十若しくは第三百三十七条の十一の規定又は第九十四条の規定によりその例によることとする改正令附則第三項の規定によりなお効力を有する改正令による改正前の建築基準法施行令第三百三十七条の規定にかかわらず、沖縄の建築基準法第三条第二項の規定により引き続き同立法第二十五条、第二十六条、第四十五条第一項から第四項まで、第四十六条</p>

は改正前の規定を含むものとし、同立法第四十五条第一項から第四項までの各項の規定又は同立法第五十七条と第五十八条第一項の規定は、それぞれ同一の規定とみなす。)の適用を受けていなかった期間の始期とする。

、第五十七条又は第五十八条第一項の規定(これらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとし、同立法第四十五条第一項から第四項までの各項の規定又は同立法第五十七条と第五十八条第一項の規定は、それぞれ同一の規定とみなす。)の適用を受けていなかった期間の始期とする。

改正案	現行
<p>（広告の規制等に係る許可等の処分）</p> <p>第七条 法第十八条第一項及び第十九条（これらの規定を法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第二項第二号、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書及び第十四項ただし書、第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、第五十三条第四項、第五項及び第六項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十条の三第二項ただし書、第六十七条第三項第二号、第六十八条第一項第二号及び第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の三第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第四十三条第二項第一号、第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三項の規定による認定、同法第五十七条の二第三項の規定による指定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定</p>	<p>（広告の規制等に係る許可等の処分）</p> <p>第七条 法第十八条第一項及び第十九条（これらの規定を法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第二項第二号、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書及び第十四項ただし書、第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、第五十三条第四項及び第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十条の三第二項ただし書、第六十七条第三項第二号、第六十八条第一項第二号及び第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の三第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第四十三条第二項第一号、第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三項の規定による認定、同法第五十七条の二第三項の規定による指定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基</p>

に基づき条例の規定による処分
三〇三十二 (略)

づく条例の規定による処分
三〇三十二 (略)

○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）（抄）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第四十五条第二項第一号の政令で定める者） 第十五条 法第四十五条第二項第一号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 前二号に掲げる者のほか、その資力及び信用からみて当該土地に促進地区内防災街区整備地区計画に適合する耐火建築物等又は準耐火建築物等を建築することが確実にであると認められる者</p>	<p>（法第四十五条第二項第一号の政令で定める者） 第十五条 法第四十五条第二項第一号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 前二号に掲げる者のほか、その資力及び信用からみて当該土地に促進地区内防災街区整備地区計画に適合する耐火建築物等又は準耐火建築物等を建築することが確実にであると認められる者</p>

改正後

改正前

（他の法令の準用）

第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

- 一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条（同法第八十七条第一項、第八十七条の四、第八十八条第一項、第二項若しくは第三項又は第九十条第三項において準用する場合を含む。）
- 二 三十二（略）

2（略）

附則

（建設勘定から助成勘定に繰り入れる方法）

第三条 法附則第三条第十項後段の政令で定める方法は、次の表の上欄に掲げる期限ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる金額を繰り入れる方法とする。

期限	金額
（略）	（略）
令和元年七月三十一日	八十七億二千六百四十七万円
令和元年九月二十日	二十三億三十万円
令和二年一月三十一日	八十三億三千八百五十七万円
令和二年三月二十日	二十三億三十万円
令和二年七月三十一日	八十億七千三百四十七万円
令和二年九月二十日	十六億三千四百十万円
令和三年一月三十一日	七十五億三百六十二万円
令和三年三月二十日	十六億三千四百十万円
令和三年七月三十一日	七十一億千六百十七万円

（他の法令の準用）

第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

- 一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条（同法第八十七条第一項、第八十七条の二、第八十八条第一項、第二項若しくは第三項又は第九十条第三項において準用する場合を含む。）
- 二 三十二（略）

2（略）

附則

（建設勘定から助成勘定に繰り入れる方法）

第三条 法附則第三条第十項後段の政令で定める方法は、次の表の上欄に掲げる期限ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる金額を繰り入れる方法とする。

期限	金額
（略）	（略）
平成三十一年七月三十一日	八十七億二千六百四十七万円
平成三十一年九月二十日	二十三億三十万円
平成三十二年一月三十一日	八十三億三千八百五十七万円
平成三十二年三月二十日	二十三億三十万円
平成三十二年七月三十一日	八十億七千三百四十七万円
平成三十二年九月二十日	十六億三千四百十万円
平成三十三年一月三十一日	七十五億三百六十二万円
平成三十三年三月二十日	十六億三千四百十万円
平成三十三年七月三十一日	七十一億千六百十七万円

令和三年九月二十日	九億四千五百四十五万円
令和四年一月三十一日	六十三億九千二百七十二万円
令和四年三月二十日	九億四千五百四十五万円
令和四年七月三十一日	五十七億七千三百七万円
令和五年一月三十一日	四十六億四千四百十二万円
令和五年七月三十一日	二十二億千四百九十二万円

平成三十三年九月二十日	九億四千五百四十五万円
平成三十四年一月三十一日	六十三億九千二百七十二万円
平成三十四年三月二十日	九億四千五百四十五万円
平成三十四年七月三十一日	五十七億七千三百七万円
平成三十五年一月三十一日	四十六億四千四百十二万円
平成三十五年七月三十一日	二十二億千四百九十二万円

○ 官公庁施設の建設等に関する法律第十二条第一項の規定によりその敷地及び構造に係る劣化の状況の点検を要する建築物を定める政令（平成十七年政令第九十三号）（抄）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>官公庁施設の建設等に関する法律第十二条第一項の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第二項に規定する建築物及び災害があつた場合において建築物の用途を変更して同法第八十七条の三第二項に規定する公益的建築物として使用するときにおける当該公益的建築物を除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>官公庁施設の建設等に関する法律第十二条第一項の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第二項に規定する建築物を除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一・二（略）</p>

改正案	現行
<p>（法第七百一条の三十四第四項の防火対象物等） 第五十六条の四十三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第七百一条の三十四第四項に規定する政令で定める防災に関する施設又は設備は、次に掲げる施設又は設備（第一号から第四号までに掲げる施設又は設備にあつては、建築基準法若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合するもの又は同法第三条第二項（同法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある建築物若しくは建築物の部分に設置されているもの（同法第八十七条第三項の規定の適用があるものを除く。）に限る。）とする。</p> <p>一 建築基準法第三十五条に規定する施設又は設備のうち次に掲げるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 廊下、階段（避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。以下このロ及び次号ロにおいて同じ。）又は地上へ通ずる直通階段（避難階段等を除くものとし、傾斜路を含む。）に限る。）及び避難階における屋外への出入口</p> <p>二 建築基準法施行令第二十条の二第二号に規定する中央管理室（次に掲げる設備又は装置を設置しているものに限るものとし、ハに掲げる設備に係る部分を除く。）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 建築基準法第三十四条第二項に規定する建築物に設置されるものにあつては、建築基準法施行令第二百二十九条の十三の三第二項に規定する非常用エレベーター（以下このロ及び第四号において「非常用エレベーター」という。）の籠を呼び戻す装置（各階の</p>	<p>（法第七百一条の三十四第四項の防火対象物等） 第五十六条の四十三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第七百一条の三十四第四項に規定する政令で定める防災に関する施設又は設備は、次に掲げる施設又は設備（第一号から第四号までに掲げる施設又は設備にあつては、建築基準法若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合するもの又は同法第三条第二項（同法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある建築物若しくは建築物の部分に設置されているもの（同法第八十七条第三項の規定の適用があるものを除く。）に限る。）とする。</p> <p>一 建築基準法第三十五条に規定する施設又は設備のうち次に掲げるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 廊下、階段（避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。以下この号及び次号において同じ。）又は地上へ通ずる直通階段（避難階段等を除くものとし、傾斜路を含む。）及び避難階における屋外への出入口</p> <p>二 建築基準法施行令第二十条の二第二号に規定する中央管理室（次に掲げる設備又は装置を設置しているものに限るものとし、ハに掲げる設備に係る部分を除く。）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 建築基準法第三十四条第二項に規定する建築物に設置されるものにあつては、建築基準法施行令第二百二十九条の十三の三第二項に規定する非常用エレベーター（以下この号及び第四号において「非常用エレベーター」という。）のかごを呼び戻す装置（各階の</p>

乗降ロビー及び非常用エレベーターの籠内に設けられた通常の制御装置の機能を停止させ、籠を避難階又はその直上階若しくは直下階に呼び戻す装置をいう。)の作動に係る設備及び非常用エレベーターの籠内と連絡する電話装置

ハ (略)

三 建築基準法施行令第百十二条第十項に規定する^ホ竪穴部分のうち、吹抜きとなつている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分で、同項から同条第十二項までの規定により区画されているもの(第一号イ及びロ並びに次号に掲げる施設又は設備に係るものを除く。)

四・五 (略)

4 (略)

の乗降ロビー及び非常用エレベーターの^ハかご内に設けられた通常の制御装置の機能を停止させ、かごを避難階又はその直上階若しくは直下階に呼び戻す装置をいう。)の作動に係る設備及び非常用エレベーターの^ハかご内と連絡する電話装置

ハ (略)

三 建築基準法施行令第百十二条第九項に規定する建築物の部分のうち、吹抜きとなつている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分で、同項の規定により区画されているもの(第一号イ及びロ並びに次号に掲げる施設又は設備に係るものを除く。)

四・五 (略)

4 (略)